

専修学校関係基礎資料集

● 基礎データと制度	…	2
● 都道府県別の状況	…	1 7
● 職業実践専門課程	…	2 2
● リカレント教育	…	2 7
● 留学生	…	3 0
● 高度専門士	…	4 1
● 国際通用性	…	4 6
● 評価	…	5 1
● 専修学校関係予算	…	5 3
● その他	…	6 6

● 基礎データと制度

専修学校の概要①

1. 制度の概要

制度の創設	昭和51年1月11日
目的	職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る。 (学校教育法第124条)
課程	専修学校には、次のとおり3種類の課程がある。 ・ 高等過程（中卒者対象）：高等専修学校 ・ 専門課程（高卒者対象）：専門学校 ・ 一般課程（学歴不問）
設置基準	・ 修業年限1年以上 ・ 授業時数800単位時間以上（※専門課程は、修業年限につき、31単位以上） ・ 教育を受ける者が常時40人以上 等

2. 学校数

設置者区分		総計			
			国立	公立	私立
学校数		2,975校 (100.0%)	8校 (0.3%)	176校 (6.0%)	2,791校 (93.4%)
	高等課程	370校	1校	4校	365校
	専門課程	2,658校	8校	174校	2,476校
	一般課程	124校	-	-	124校

出典：令和7年度学校基本調査

※ 括弧内は専修学校全体に対する百分率を示す。

※※ 一つの学校において複数種の課程を設定している場合があるため、学校数と各課程数の合計は一致しない。

専修学校の概要②

3. 生徒数

設置者区分		総計			
			国立	公立	私立
生徒数		621,626人 (100.0%)	238人 (0.04%)	19,840人 (3.2%)	601,548人 (96.8%)
	高等課程	32,239人	7人	268人	31,964人
	専門課程	569,107人	231人	19,572人	549,304人
	一般課程	20,280人	0人	0人	20,280人

4. 教員数（本務者）

設置者区分		総計			
			国立	公立	私立
教員数		38,824人 (100.0%)	77人 (0.2%)	2,568人 (6.6%)	36,179人 (93.2%)
	高等課程	2,354人	5人	31人	2,318人
	専門課程	35,453人	72人	2,537人	32,844人
	一般課程	1,017人	0人	0人	1,017人

出典：令和7年度学校基本調査

※ 括弧内は専修学校全体に対する百分率を示す。

専修学校の学校規模別学校数

専修学校は生徒数200人以下が約7割を占め、他の学校種と比べ小規模な学校が多い。

		計	0～ 200人	201～ 400人	401～ 600人	601～ 800人	801～ 1,000人	1,001人 ～
専修学校	学校数	2,975校	1,967校	617校	207校	101校	36校	47校
	割合	100.0%	66.1%	20.7%	7.0%	3.4%	1.2%	1.6%

		計	0～ 200人	201～ 400人	401～ 600人	601～ 800人	801～ 1,000人	1,001人 ～
高等学校	学校数	5,196校	1,156校	788校	1,048校	845校	821校	538校
	割合	100.0%	22.2%	15.2%	20.2%	16.3%	15.8%	10.4%

		計	0～ 200人	201～ 400人	401～ 600人	601～ 1,000人	1,001人 ～
短期大学	学校数	292校	147校	99校	34校	10校	2校
	割合	100.0%	50.3%	33.9%	11.6%	3.4%	0.7%

		計	0～ 100人	101～ 500人	501～ 1,000人	1,001～ 5,000人	5,000～ 10,000人	10,001人 ～
大学	学校数	812校	17校	127校	140校	355校	105校	68校
	割合	100.0%	2.1%	15.6%	17.2%	43.7%	12.9%	8.4%

出典：文部科学省「令和7年度学校基本調査」

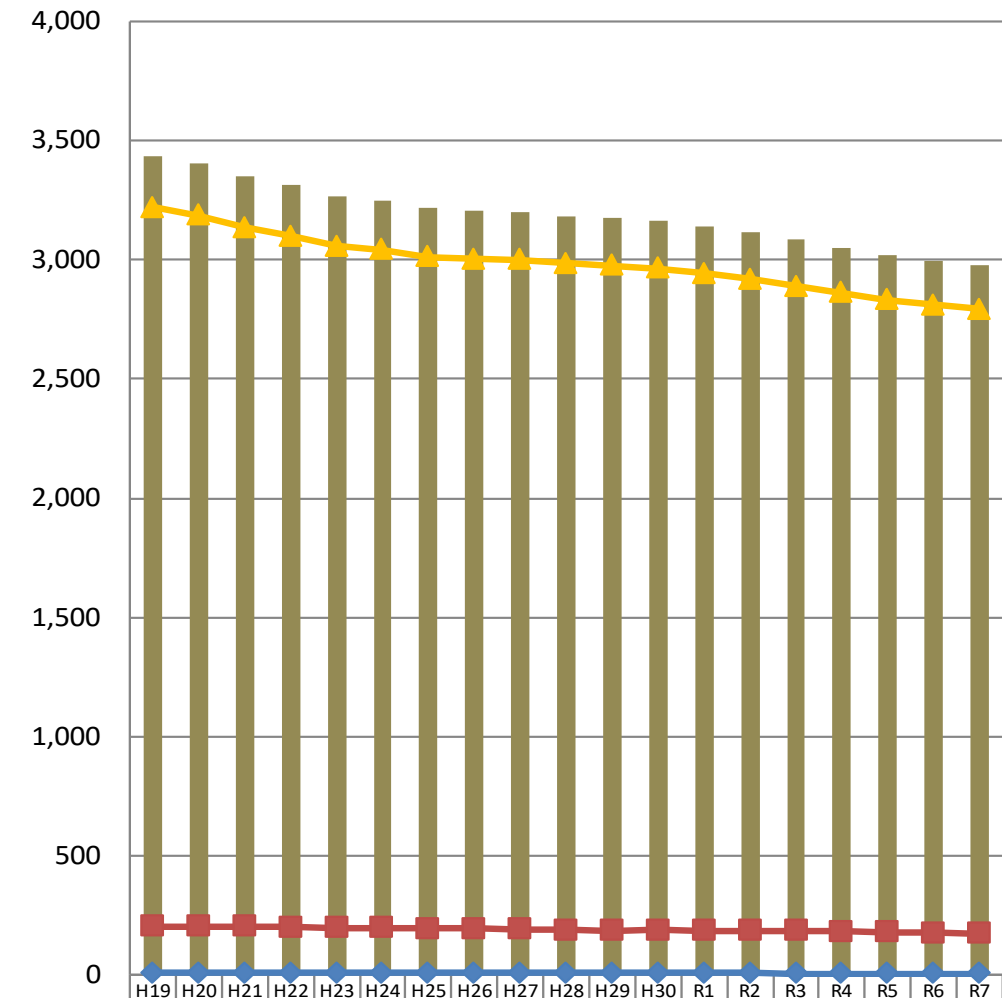
※ 高等学校については、全日制・定時制の生徒数、短期大学・大学については本科のほかに専攻科・別科等も含めた学生数に基づき算出。ただし、通信による教育を受ける学生は除いている。

専修学校の学校数の推移（設置者別・課程別）

専修学校の学校数の推移

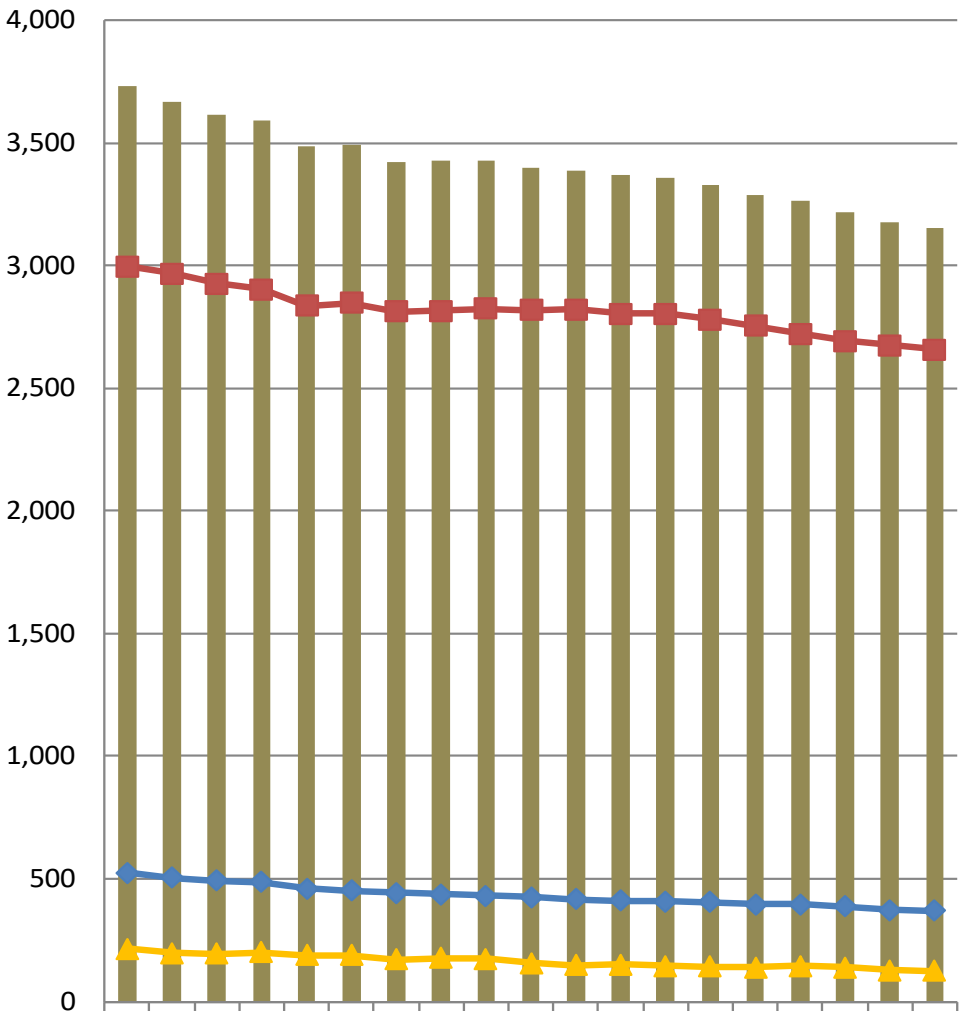
『学校基本調査』

国公立別学校数の推移



計	3,43	3,40	3,34	3,31	3,26	3,24	3,21	3,20	3,20	3,18	3,17	3,16	3,13	3,11	3,08	3,05	3,02	2,99	2,97
国立	11	11	11	10	10	10	10	10	9	9	9	9	9	9	8	8	8	8	8
公立	206	206	204	203	200	199	196	195	193	189	188	189	187	187	186	183	181	178	176
私立	3,21	3,18	3,13	3,09	3,05	3,04	3,01	3,00	2,99	2,98	2,97	2,96	2,94	2,91	2,88	2,86	2,83	2,81	2,79

課程別学校数の推移

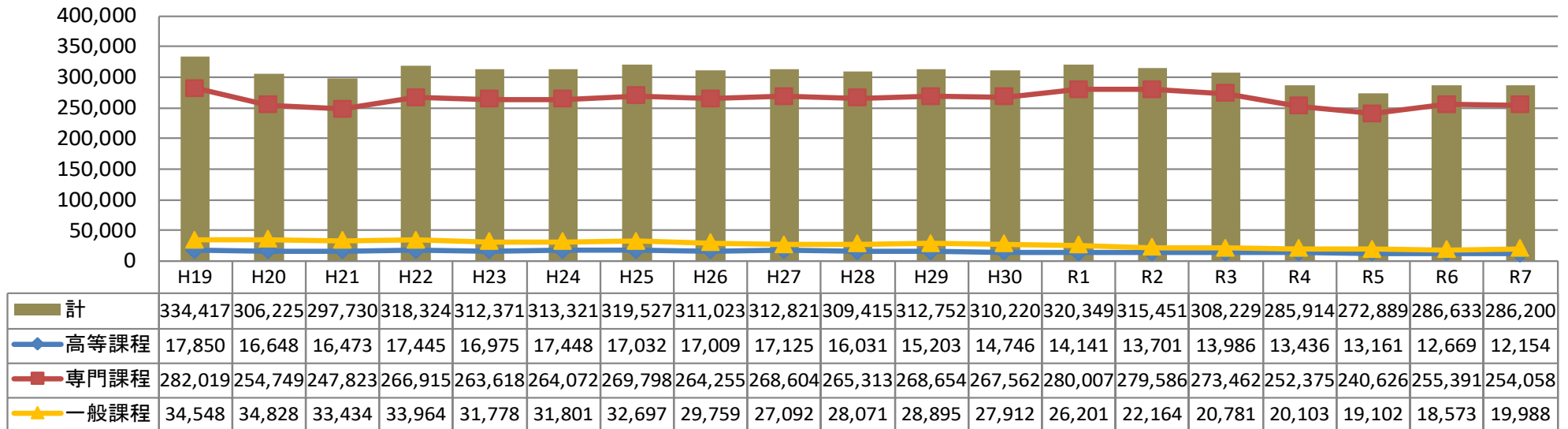


計	3,73	3,66	3,61	3,59	3,48	3,48	3,42	3,42	3,42	3,39	3,38	3,36	3,35	3,32	3,28	3,26	3,21	3,17	3,15
高等課程	524	503	494	488	459	452	443	437	431	424	418	412	408	404	397	396	386	373	370
専門課程	2,99	2,96	2,92	2,90	2,83	2,84	2,81	2,81	2,82	2,81	2,82	2,80	2,80	2,77	2,75	2,72	2,69	2,67	2,65
一般課程	214	198	196	199	188	190	170	178	175	157	147	150	146	143	138	144	140	127	124

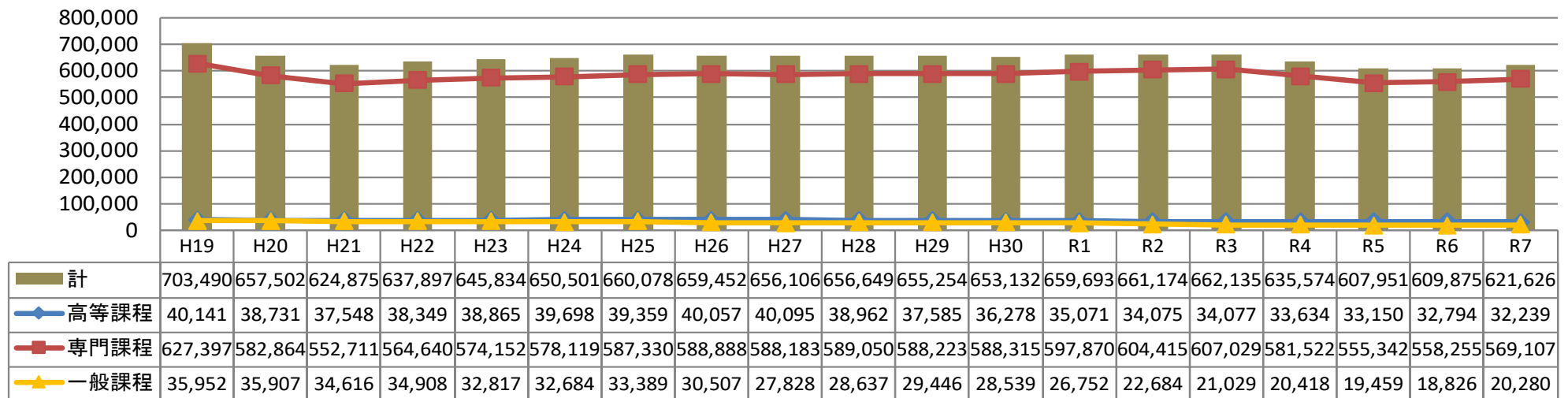
※一つの学校において複数種の課程を設置している場合があるため、「計」と各課程数の合計は一致しない。

専修学校の入学者数・生徒数の推移（課程別）

課程別入学者数の推移



課程別生徒数の推移



専修学校の分野別・課程別生徒数

	工業	農業	医療	衛生	教育・ 社会福祉	商業実務	服飾・家政	文化・教養
合計	102,892人 (16.6%)	4,452人 (0.7%)	157,266人 (25.3%)	77,673人 (12.5%)	29,119人 (4.7%)	79,298人 (12.8%)	16,288人 (2.6%)	154,638人 (24.9%)
高等 課程	4,365人 (13.5%)	123人 (0.4%)	4,060人 (12.6%)	5,302人 (16.4%)	758人 (2.4%)	8,074人 (25.0%)	2,155人 (6.7%)	7,402人 (23.0%)
専門 課程	98,514人 (17.3%)	4,323人 (0.8%)	153,206人 (26.9%)	72,207人 (12.7%)	28,342人 (5.0%)	71,189人 (12.5%)	14,092人 (2.5%)	127,234人 (22.4%)
一般 課程	13人 (0.1%)	6人 (0.0%)	0人 (0.0%)	164人 (0.8%)	19人 (0.1%)	35人 (0.2%)	41人 (0.2%)	20,002人 (98.6%)

出典：令和7年度学校基本調査

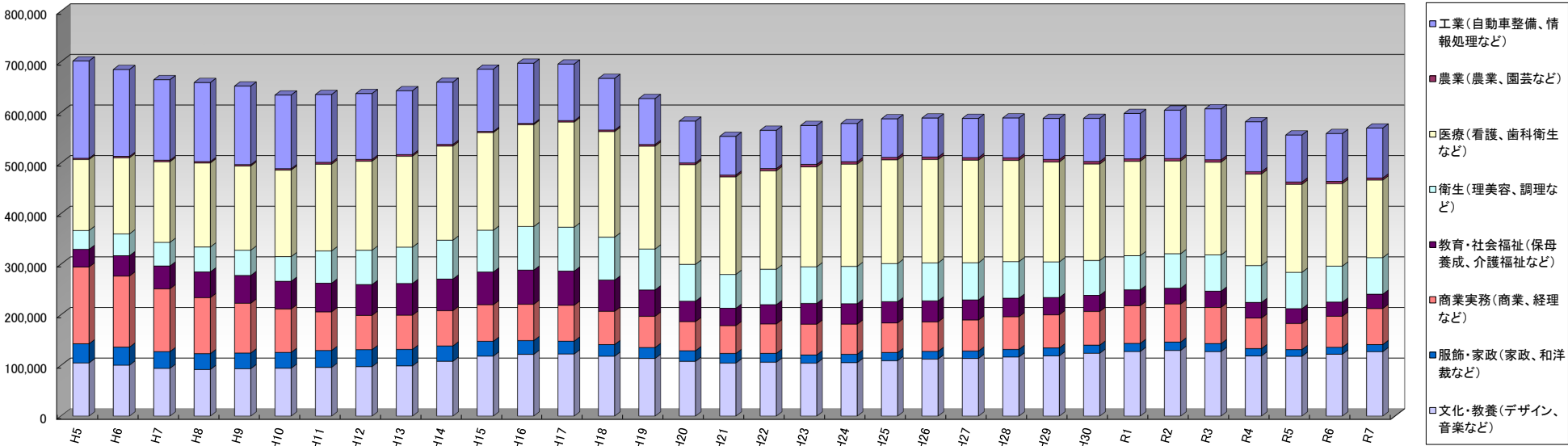
※ 括弧内は専修学校全体に対する百分率を示す。

分野別専門学校生徒数の推移

分野区分	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
工業（自動車整備、情報処理など）	192,203	171,570	159,012	156,203	155,167	145,581	133,921	130,207	126,112	122,883	122,810	118,963	111,882	101,957	90,707	82,572	76,420
農業（農業、園芸など）	2,427	2,852	2,959	2,765	2,711	2,735	3,682	3,458	3,298	3,370	2,333	2,402	2,705	3,096	3,393	3,498	3,667
医療（看護、歯科衛生など）	140,238	150,300	159,360	165,954	166,411	171,006	171,386	175,913	179,719	185,899	192,990	201,403	207,754	208,523	203,249	196,980	192,616
衛生（理美容、調理など）	37,215	43,130	46,603	49,197	49,907	48,680	63,732	67,908	71,712	76,882	82,493	85,946	86,730	84,804	80,747	72,789	66,836
教育・社会福祉（保育養成、介護福祉など）	35,028	40,197	45,174	50,903	54,890	54,664	56,715	60,864	62,645	62,419	64,664	67,573	67,564	61,790	52,124	40,378	34,438
商業実務（商業、経理など）	151,663	140,465	124,083	110,581	98,419	85,878	76,287	67,662	67,641	69,745	72,283	71,691	70,930	65,659	61,781	57,558	55,009
服飾・家政（家政、和洋裁など）	37,889	35,685	33,115	31,393	30,890	31,247	33,360	33,512	32,495	30,352	29,254	27,192	25,333	23,067	21,568	20,963	18,910
文化・教養（デザイン、音楽など）	104,986	100,591	94,256	92,061	93,677	94,588	96,286	97,784	99,271	108,230	118,523	122,042	122,710	118,292	113,828	108,126	104,815
合 計	701,649	684,790	664,562	659,057	652,072	634,379	635,369	637,308	642,893	659,780	685,350	697,212	695,608	667,188	627,397	582,864	552,711

分野区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
工業（自動車整備、情報処理など）	75,570	76,831	75,381	76,088	76,934	77,482	78,660	81,127	85,184	89,575	95,593	100,539	98,530	92,756	94,456	98,514
農業（農業、園芸など）	4,390	4,926	4,928	4,906	4,971	4,991	5,081	5,027	5,046	4,843	4,743	4,848	4,723	4,705	4,503	4,323
医療（看護、歯科衛生など）	194,439	197,381	202,023	204,919	204,320	202,723	200,080	197,357	190,539	186,437	183,236	183,240	180,876	173,895	162,908	153,206
衛生（理美容、調理など）	70,048	72,393	73,745	75,356	75,006	73,396	72,259	70,528	68,796	67,431	68,222	71,567	72,746	71,730	71,066	72,207
教育・社会福祉（保育養成、介護福祉など）	38,101	41,073	40,314	41,996	41,506	39,632	36,619	34,027	31,931	31,394	31,069	32,038	30,956	29,274	28,072	28,342
商業実務（商業、経理など）	58,248	60,710	59,593	58,506	58,249	61,333	64,541	65,431	66,628	74,585	75,298	71,482	60,320	51,476	61,306	71,189
服飾・家政（家政、和洋裁など）	17,420	16,161	16,475	16,074	15,204	14,792	15,038	15,753	16,053	16,049	16,545	15,954	14,604	13,440	13,697	14,092
文化・教養（デザイン、音楽など）	106,424	104,677	105,660	109,485	112,698	113,834	116,772	118,973	124,138	127,556	129,709	127,361	118,767	118,066	122,247	127,234
合 計	564,640	574,152	578,119	587,330	588,888	588,183	589,050	588,223	588,315	597,870	604,415	607,029	581,522	555,342	558,255	569,107

《出典：学校基本調査》



8つの分野に渡り、専門的な知識、技術、国家資格を含む多様な資格が取得可能

工業

Technology Field

生活を支える物づくり、想像を形にする仕事

主な卒業学科

情報処理、土木・建築、電気・電子、自動車整備、ゲーム、CGなど

取得できる資格、職業例

システムエンジニア、ゲームクリエイター、建築士、電気工事士、自動車整備士、インテリアプランナーなど



農業

Agriculture Field

自然を理解し、自然とともに働く仕事

主な卒業学科

農業、園芸、畜産、バイオテクノロジー、ガーデンビジネス、フラワービジネス、動物管理など

取得できる資格、職業例

ガーデナー、園芸技術者、生花デザイナー、食品安全管理スタッフなど



医療

Medical Care Field

病院などで

医師・歯科医師をサポートする専門職

主な卒業学科

看護、歯科衛生、歯科技工、臨床検査、診療放射線、柔道整復、理学・作業療法など

取得できる資格、職業例

看護師、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師、診療放射線技師、柔道整復師、理学療法士、作業療法士など



衛生

Personal Care and Nutrition Field

キレイ! かawaii! かつこいい! 美味しい! を作り出すプロ

主な卒業学科

調理、栄養、理容・美容、製菓・製パン、メイク、エステティックなど

取得できる資格、職業例

調理師、栄養士、理容師、美容師、パティシエ、食品衛生管理者、メイクアップアーティスト、エステティシャンなど



教育・社会福祉

Education and Welfare Field

子どもからお年寄りまで、教育や支えが必要な人と接する仕事

主な卒業学科

保育、幼児教育、社会福祉、介護福祉、医療福祉など

取得できる資格、職業例

保育士、幼稚園教諭、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、訪問介護員（ホームヘルパー）など



商業実務

Business Field

資格を取得し、ビジネスの現場を支えるプロ

主な卒業学科

経理・簿記、秘書、経営、情報、観光・ホテル、医療事務など

取得できる資格、職業例

税理士、公認会計士、秘書、旅行業、ホテルスタッフ、医療事務員など



服飾・家政

Fashion and Home Economics Field

センスを生かし、生活の中で豊かさを生み出す仕事

主な卒業学科

和洋裁、服飾、ファッションデザイン、ファッションビジネスなど

取得できる資格、職業例

ファッションデザイナー、パタンナー、スタイリスト、ファッションアドバイザー、マーチャンダイザーなど



文化・教養

Culture and General Education Field

多彩な能力を自由に発揮し、学びや楽しみを提供する仕事

主な卒業学科

音楽、美術、グラフィックデザイン、外国語、演劇・映画、通訳・翻訳、動物、法律行政、スポーツなど

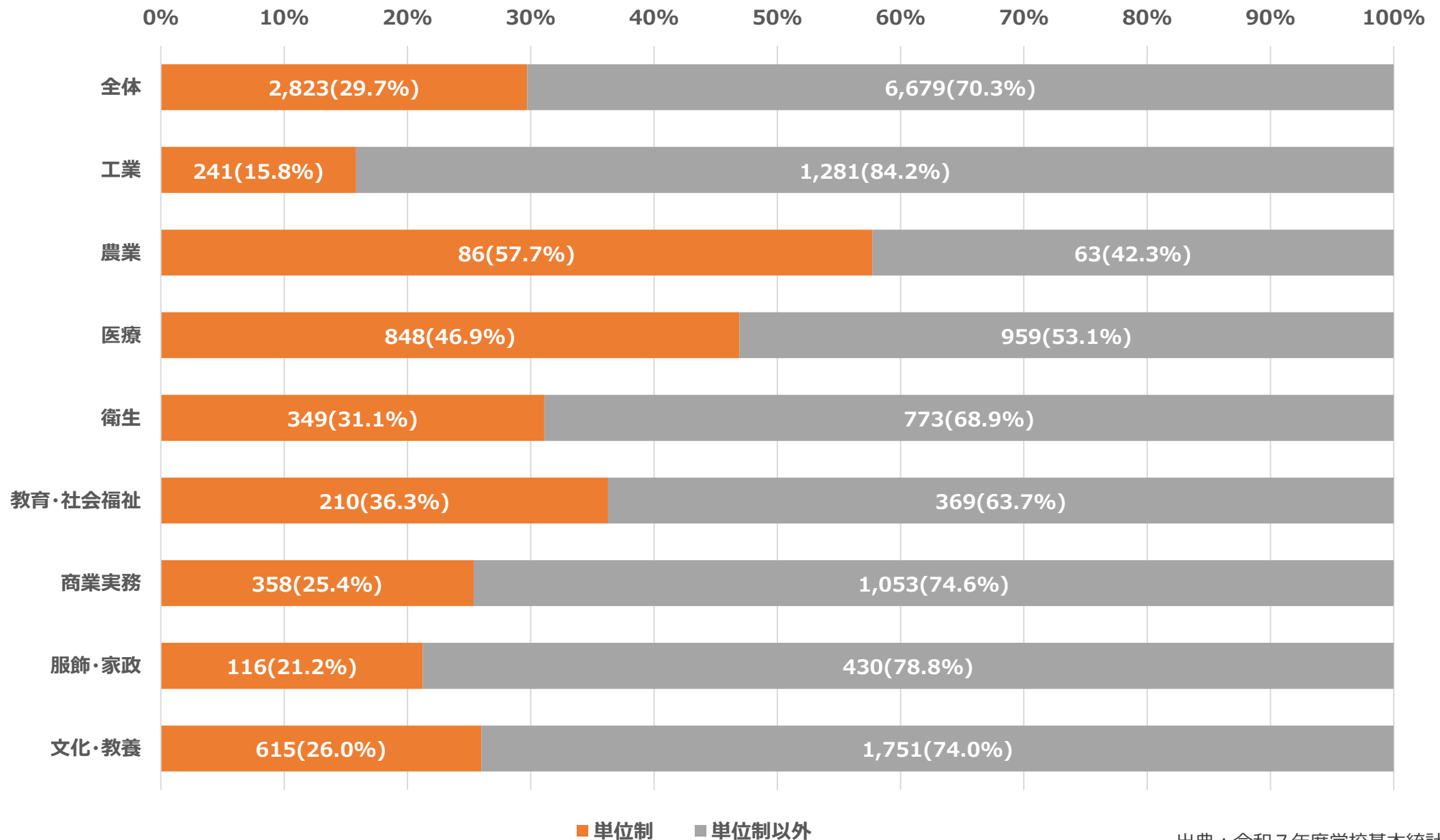
取得できる資格、職業例

デザイナー、通訳、トリマー、公務員、司法書士、行政書士、スポーツインストラクターなど

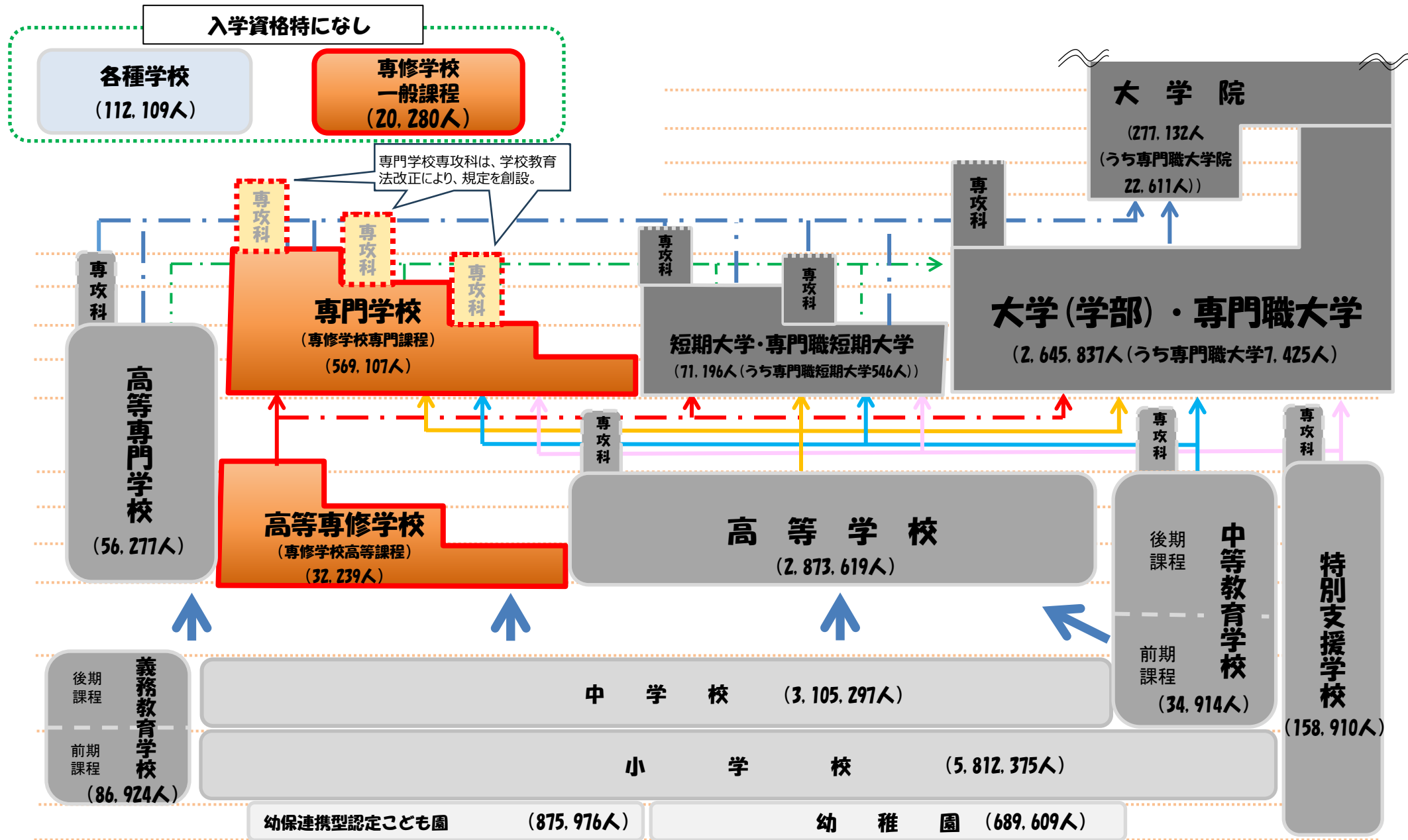


専門学校における分野別単位制学科割合

専門学校における学科のうち4分の1において単位制を導入



専修学校（日本の学校体系における位置づけ）



出典：令和7年度学校基本調査（令和7年5月1日現在）

専修学校の設置認可基準（概要）

（昭和 5 1 年文部省令第 2 号）

区分	基準内容
目的	職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うこと
設置者	専修学校を経営するために必要な経済的基礎を有すること 等
入学資格	専門課程、高等課程、一般課程の別による。
修業年限	1 年以上
卒業所要授業時間	昼間学科：年間 8 0 0 時間以上、夜間学科：年間 4 5 0 時間以上 ※専門課程は、修業年限につき、3 1 単位以上
教育内容	専門課程、高等課程、一般課程の別による。
生徒数	教育を受ける者が常時 4 0 人以上であること。 （同時に授業を行う生徒数は、原則として 4 0 人以下）
教員資格	専門課程、高等課程、一般課程の別による。
教員数	専門課程、高等課程、一般課程及び分野の別による。
校舎の面積	専門課程、高等課程、一般課程及び分野の別による。
施設・設備等	専修学校の校舎には、目的、生徒数又は課程に応じ、教室（講義室、演習室、実習室等とする。）、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備えなければならない等
教材	規定なし
所轄庁	都道府県

※ 上記は、専修学校の設置認可基準のうち、主なものの概要を記載している。

各種学校の設置認可基準（概要）

（昭和 3 1 年文部省令第 3 1 号）

区分	基準内容
目的	学校教育に類する教育を行うこと
設置者	制限なし
入学資格	制限なし
修業年限	1 年以上（但し、簡易な技術、技芸等の課程は 3 ヶ月以上 1 年未満）
卒業所要授業時間	原則年間 6 8 0 時間以上
教育内容	規定なし
生徒数	教員数、施設及び設備その他の条件を考慮して適当な数を定める。 （同時に授業を行う生徒数は、原則として 4 0 人以下）
教員資格	担当する教科に関して専門的知識、技術、技能等を有する者
教員数	3 人以上
校舎の面積	115.70㎡以上、かつ、同時に授業を行う生徒 1 人当たり2.31㎡以上（特別な事情があり、かつ教育上支障がない場合はこの限りではない。）
施設・設備等	教育の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具その他の施設及び設備を備えなければならない。
教材	規定なし
所轄庁	都道府県

※ 上記は、各種学校の設置認可基準のうち、主なものの概要を記載している。

準学校法人の設置認可基準（概要）

昭和25年文部次官通達
昭和35年文部省管理局長通達

区分			基準内容
目的			私立専修学校・各種学校の設置
機関	役員		役員には、各役員につき、その配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれてはならない。
	理事（会）		職務：業務の執行機関（法人を代表とする） 定数：5人以上（ただし、7人以上を適当とする） 選任：設置する学校の校長等
	監事		職務：財産・業務執行状況の監査機関 定数：2人以上 （兼職禁止：理事・教職員を兼ねてはならない）
	評議員（会）		職務：理事長の諮問機関 定数：理事定数の2倍を超える数 選任：寄付行為の規定により選任された者
資産	基本財産		原則、自己所有（負担付でないこと。ただし、特段の事情があり、かつ、教育上支障のないことが確実と認められる場合には、この限りではない）
	施設・設備	校地	校舎敷地、屋外運動場、実験実習地等
		校舎	普通教室、実習室、職員室、図書室等（教員室、事務室、保健室他）
		設備	教具（機械、器具、模型等）、学具（机、腰掛等）
	運用財産		毎年度の計支出に対し、授業料・入学金の経常的収入その他の収入で収支の均衡を保てること

専修学校に関するこれまでの主な制度改正等の概要

令和7年5月現在

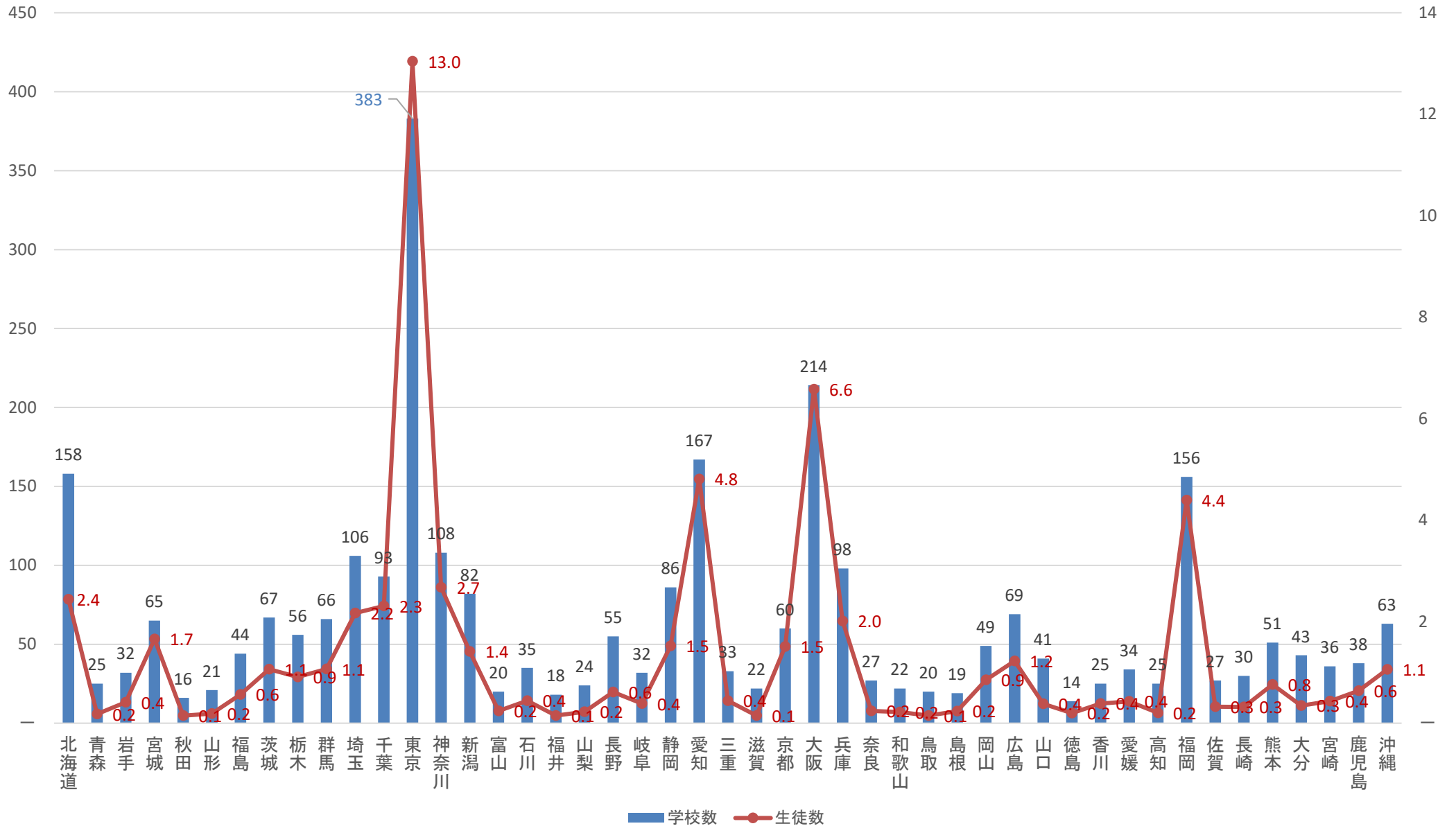
昭和51年 制度発足		昭和57年 私立学校振興助成法改正		平成18年 教育基本法改正		令和6年 学校教育法改正	
称号		【平成7年】 「専門士」の称号付与 専門課程・2年以上、 試験等 に基づく課程修了の 認定等		【平成17年】 「高度専門士」の称号付与 専門課程・4年以上、試験等に 基づく課程修了の認定等			
大学・大学院との接続		【昭和60年】 [高等課程・3年以上] 大学入学資格の付与	【平成10年】 [専門課程・2年以上等] 大学編入学資格の付与	【平成17年】 [専門課程・4年以上等] 大学院入学資格の付与			
教育の質の向上	専修学校制度の施行		【平成14年】 情報の積極的 提供の義務化 自己点検・評価等 の努力義務化 【平成16年】 財務情報の公 開の義務化	【平成19年】 自己評価の義務化等・学校関係者評価の努力義務化	【平成24年】 単位制・通信 制の制度化 【平成25年】 「職業実践専門課程」制度創設 「専修学校における学校評価ガイドライン」の策定	【平成30年】 「キャリア形成促進プログラム」制度創設	【令和5年】 基幹教員の創設、情報関係学科における必要教員数の算定に関する特例 「外国人留学生キャリア形成促進プログラム」制度創設 私立学校法改正(令和7年度施行)
学校間の相互評価		【平成3年】 大学等における専門学校教育の単位認定	【平成5年】 高校における専修学校教育の単位認定	【平成11年】 専修学校における大学等の学修の履修認定に係る範囲拡大 [1/4→1/2]	【平成24年】 専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学習の範囲の拡大(高等学校専攻科、職業訓練等)	【令和4年】 専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学習の範囲の拡大(特別の課程履修の単位認定)	
助成・税制		【昭和55年】 日本育英会奨学金事業の対象化 【昭和60年】 専修学校補助等に関する地方交付税措置 【昭和58年】 学校法人・準学校法人への施設整備費創設 【昭和41年】 勤労学生控除制度創設	【平成9年】 準学校法人の設備整備費補助対象化	【平成18年】 勤労学生控除制度の対象者拡大 【平成22年】 高等課程生徒に対する「高等学校等就学支援金」の支給 【平成23年】 学校法人・準学校法人等に対する個人からの寄付の税額控除の導入(平成27年及び平成28年に要件緩和)	【平成25年】 高等専修学校の授業料減免措置に関する地方交付税措置を開始 JASSO奨学金事業の対象拡大(専門学校の修業年限2年未満の課程も新たに対象化) 【平成29年】 給付型奨学金(平成30年から本格実施) JSC災害共済給付制度の高等課程対象化	【令和2年4月】 高等教育の修学支援新制度 【令和4年4月】 職業実践専門課程認定校に対する特別交付税措置	

● 都道府県別の状況

地域別専修学校数と生徒数

学校数
(校)

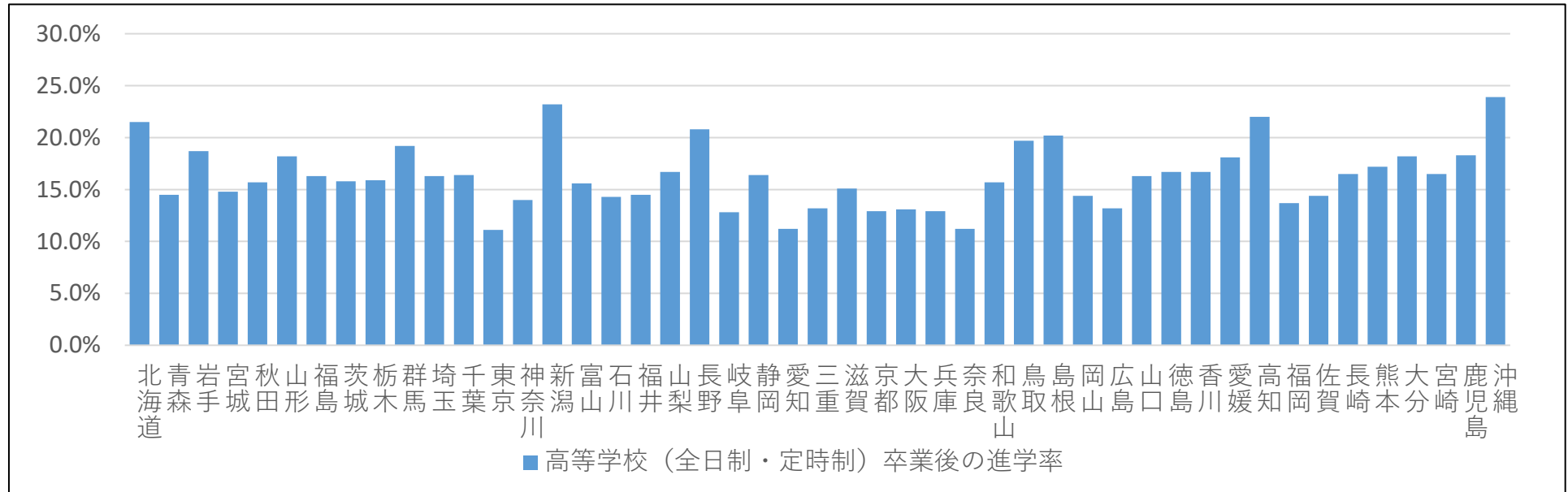
生徒数
(万人)



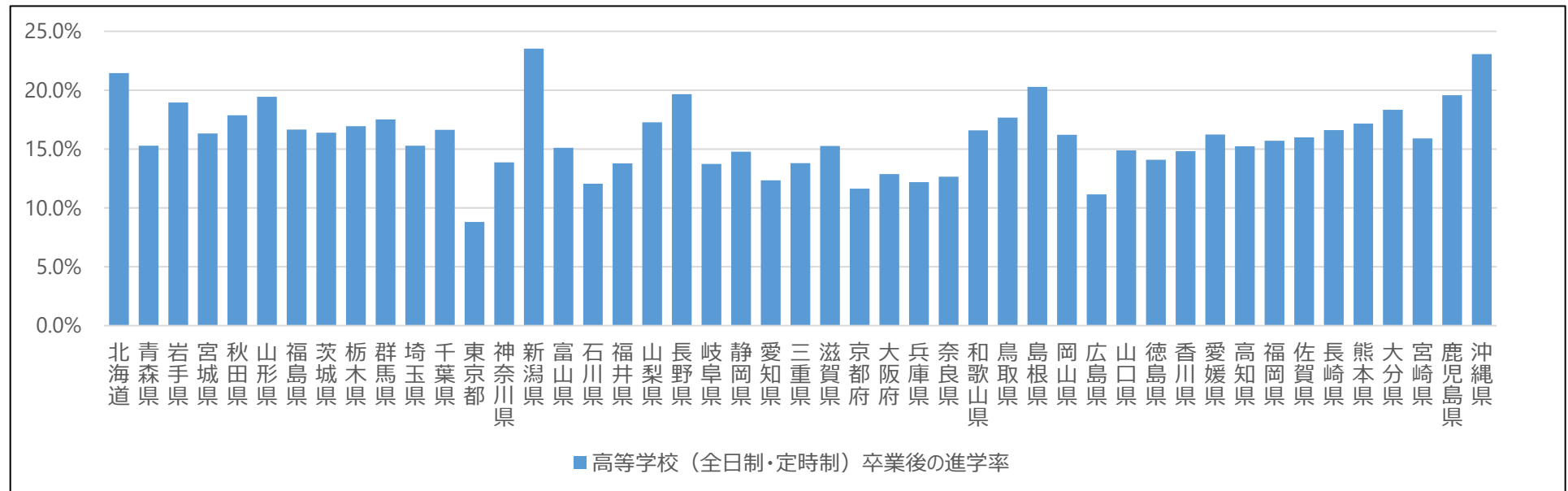
出典：令和7年度学校基本調査

都道府県別専門学校進学率の変化

【平成20年度：15.3%】



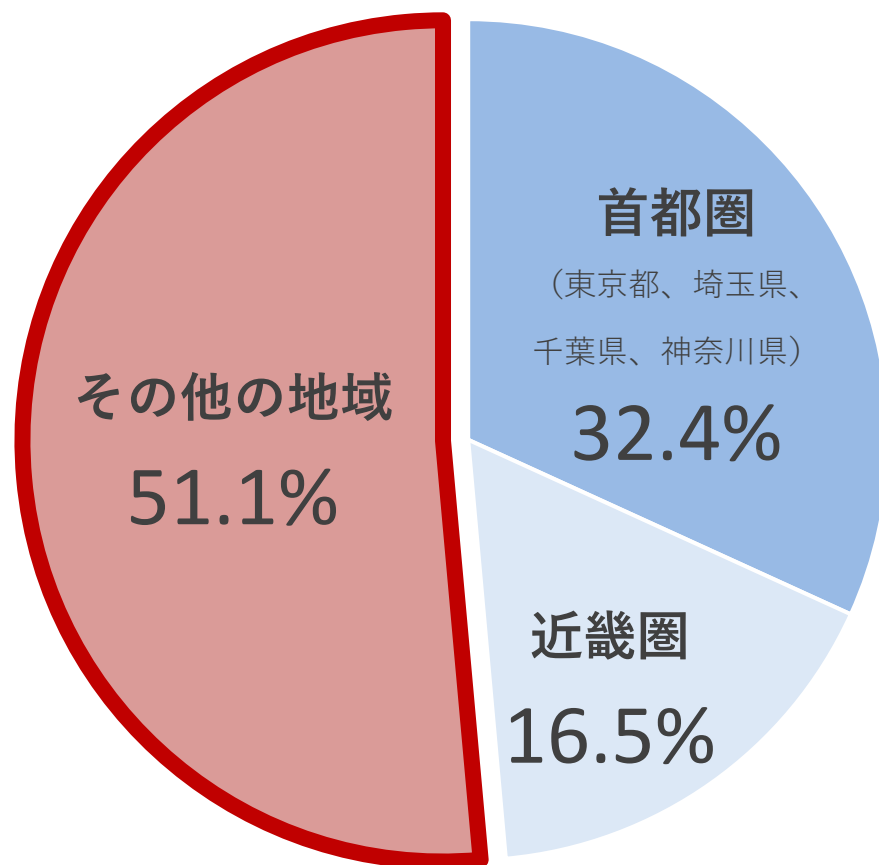
【令和7年度：14.8%】



全国の専門学校生・大学生のうち首都圏・近畿圏に在学する者の割合

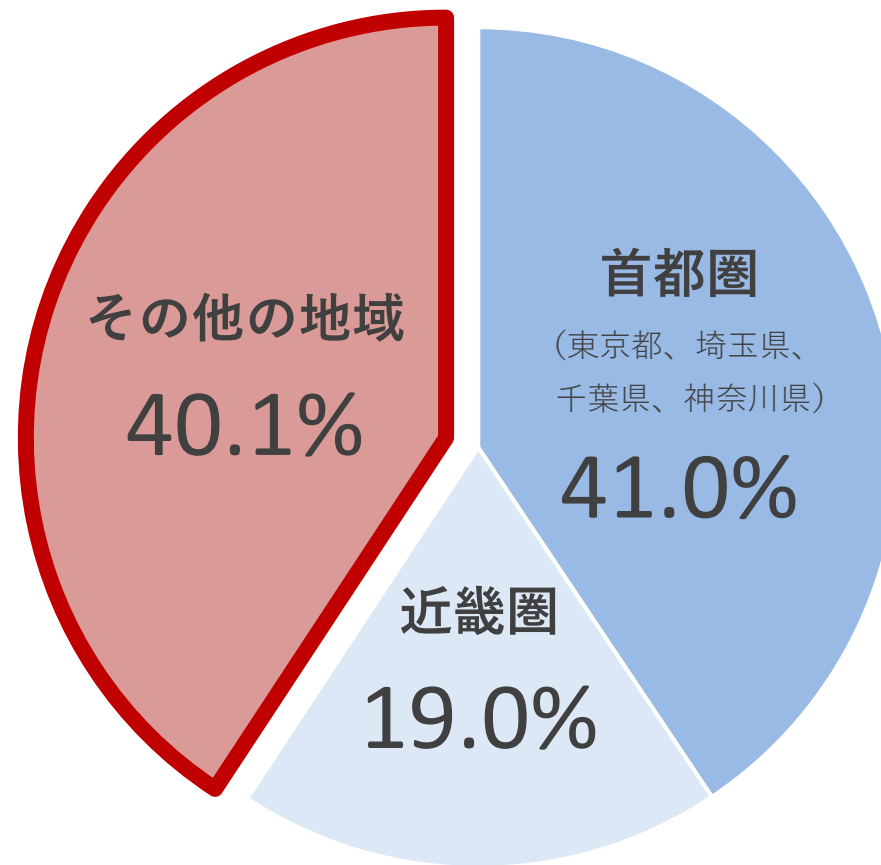
専門学校は、大学に比較して、なお地方の教育資源としての性格がより強い。

専門学校



N=569,107(人)

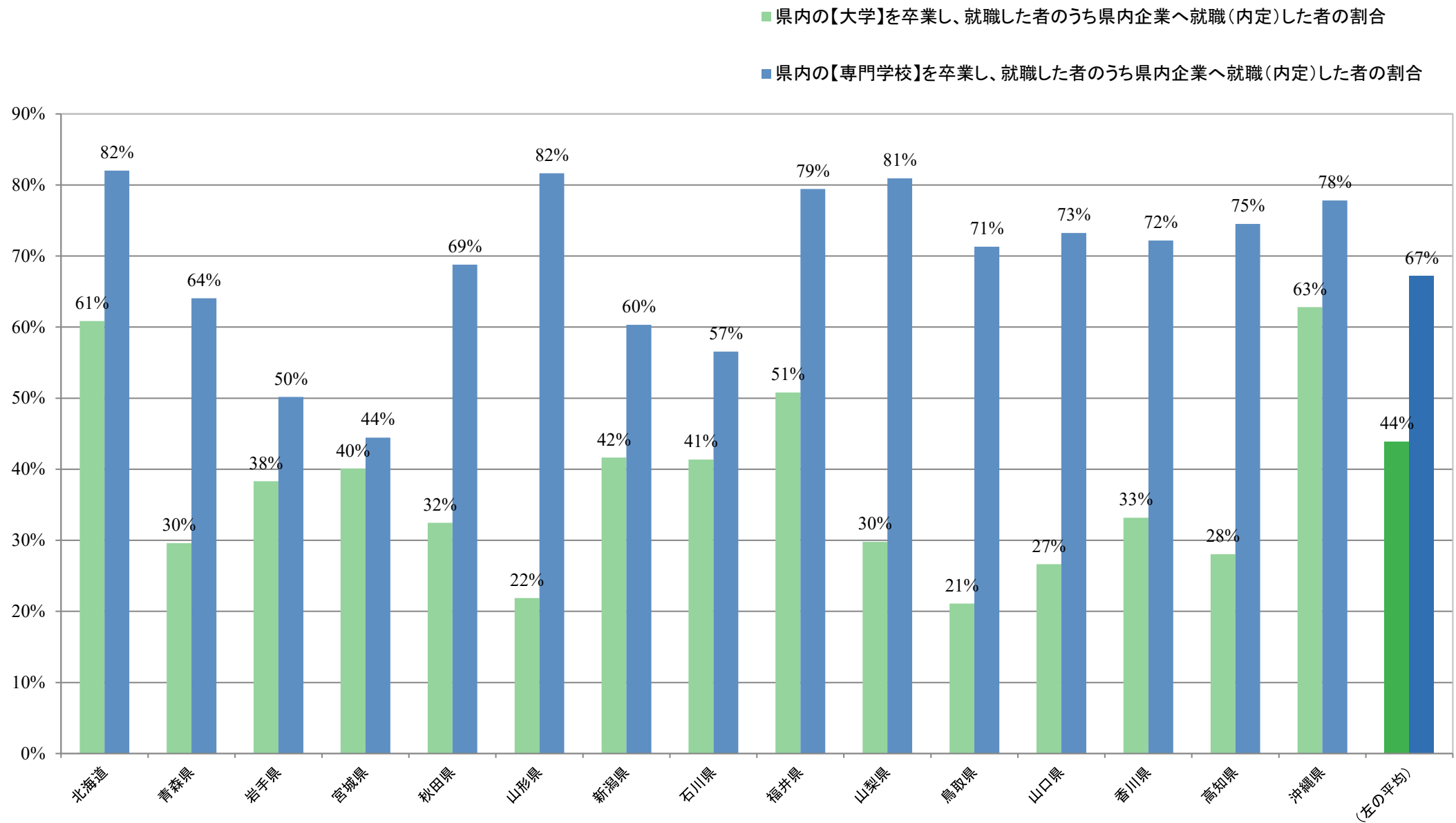
大学 (学部)



N=2,645,837 (人)

出典：文部科学省「令和7年度学校基本調査」

専門学校・大学卒業者における地元就職の状況



令和7年3月卒業者の状況
文部科学省専修学校教育振興室調べ(各県の労働局発表の就職内定状況調査より作成)

● 職業実践専門課程

職業実践専門課程について

職業実践専門課程とは

専門学校のうち、企業等と密接に連携して、最新の実務の知識・技術・技能を育成する実践的かつ専門的な職業教育に取り組む学科を「職業実践専門課程」として文部科学大臣が認定する制度。平成26年度から制度開始。

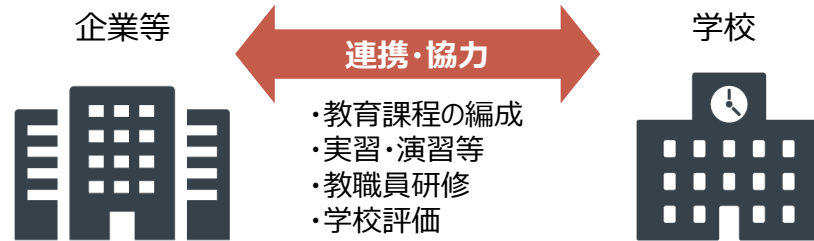
認定要件

- **特定専門課程**又は**大学院入学資格を付与された専攻科**
- 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の**教育課程**を編成
- 企業等と連携して、**演習・実習等**を実施
- 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する**研修を組織的**に実施
- 企業等と連携して**第三者評価と情報公開**を実施

※ただし、当面の間は学校関係者評価の実施でも要件をみたすこととする。

※専門士の認定要件：①修業年限が2年以上、②総単位数が62単位以上、③試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了を認定

※※高度専門士の認定要件：①修業年限が4年以上、②総単位数が124単位以上、③体系的に教育課程を編成、④試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了を認定



認定数 **1,144校 3,289学科** (令和8年3月時点)

認定割合は、全専門学校の約 4 割

質の保証

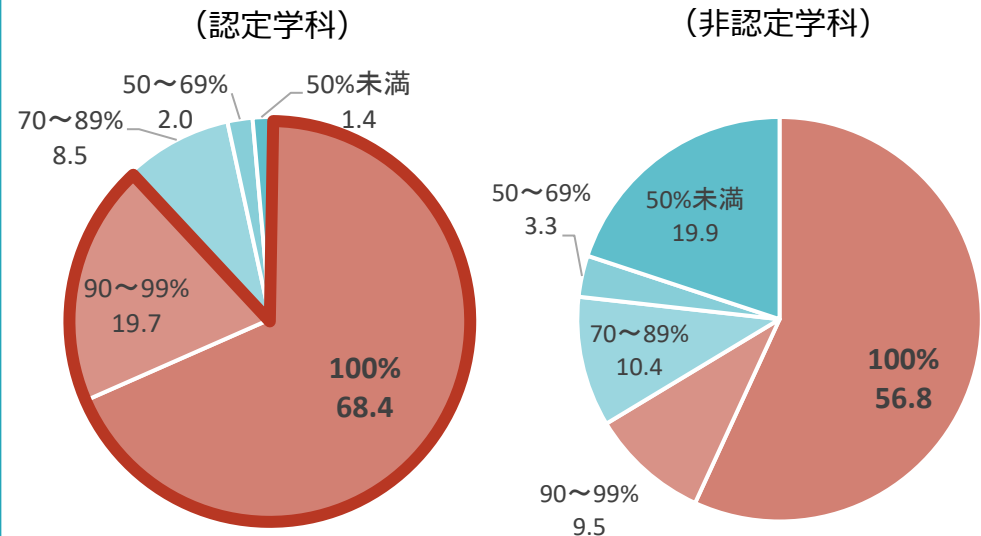
- 3年に一度フォローアップを実施。認定要件を満たさない場合は認定取消。
- 今後、認定学科に対する第三者評価の段階的な義務化を検討。

認定の効果・成果

政策上の効果

- 職業実践専門課程を対象とした都道府県の上乗せ補助に対する特別交付税措置（総務省、文部科学省）
- 教育訓練給付金の対象（厚生労働省）

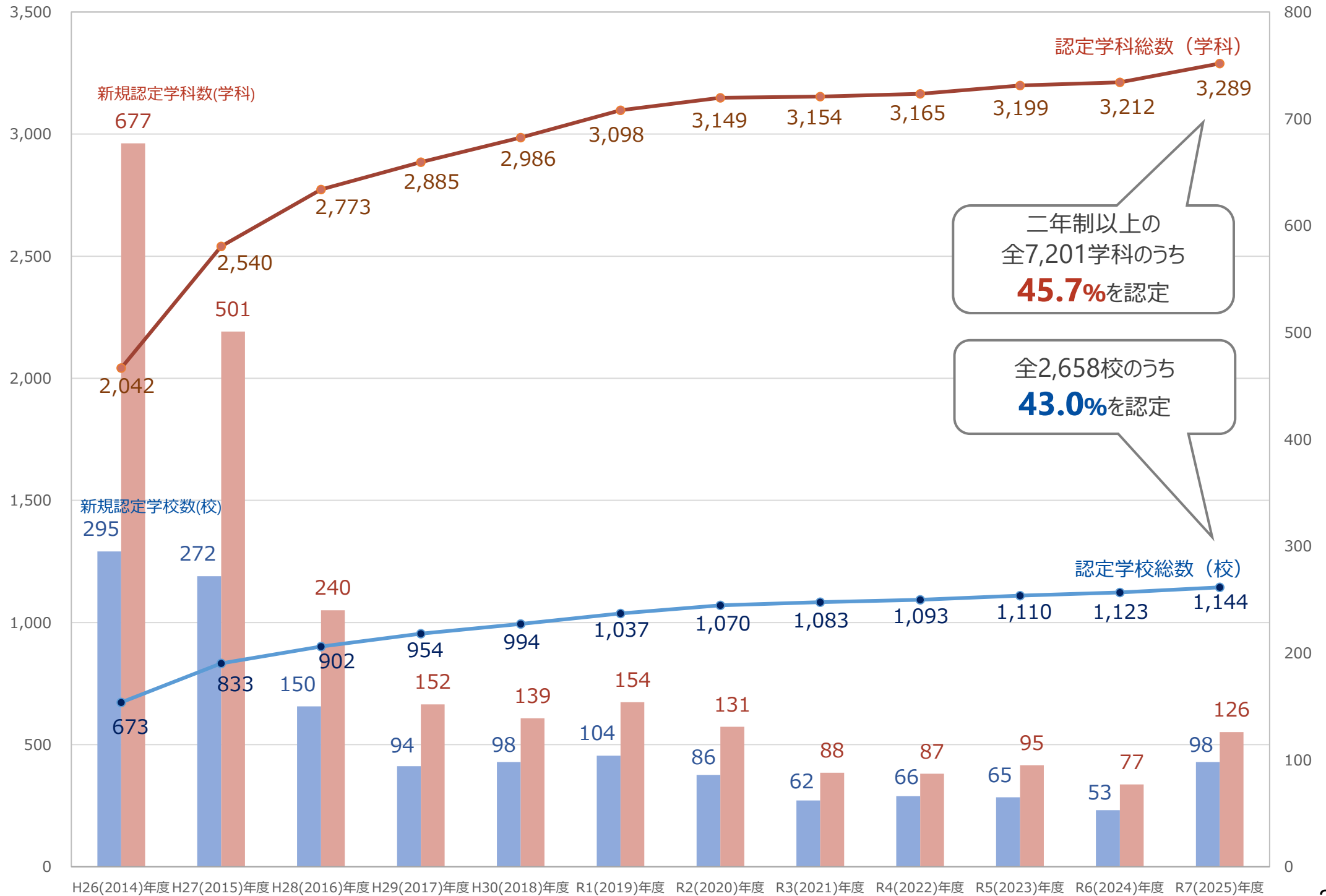
認定による成果（就職率の割合）



出典：平成28年度「職業実践専門課程」の実態等に関する調査研究（三菱総合研究所）

※ 各階級の中央値を用い、学科ごとの就職率から平均を求めると認定学科は95.3%、非認定課程は81.1%。全体平均は85.5%（学科ごとの就職率に基づく単純平均。認定学科は規模が大きい傾向があり、学生数に基づく加重平均は就職率は増える見込み）。なお、平成27年度大学等卒業者の就職状況調査（平成28年4月1日現在）の就職率は97.0%。上記全体平均との乖離は、上記加重平均の算出や、三菱調査における学校回答の母数を就職希望者でなく卒業生とした学校が含まれることが原因と考えられる。

職業実践専門課程における認定校数・認定学科数の推移



職業実践専門課程等が認定されている学科の割合

	修業年限 2 年以上の専門課程					
				うち 修業年限 4 年以上の専門課程		
		うち 職業実践専門課程認定	うち 専門士認定		うち 職業実践専門課程認定 (※)	うち 高度専門士認定
学科数 (総学科数に占める割合)	7,178学科 (100%)	3,199学科 (45%)	6,622学科 (92%)	581学科 (100%)	294学科 (51%)	464学科 (80%)

※ 令和 6 年 3 月時点。

※ 上記の他、大学の編入学は、専修学校の専門課程（修業年限 2 年以上、総授業時数が1,700単位時間（62単位）以上の課程）を修了した者が認められ、各大学の学長が入学を許可する。

※ 修業年限4年以上の専門課程のうち職業実践専門課程に認定されている学科には、コースにより修業年限が異なるものも含む。

職業実践専門課程認定校への都道府県補助について

職業実践専門課程について

専門学校のうち、特に企業等との連携体制を構築し、実務の最新知識・技術・技能を身につけられるよう、より実践的な職業教育に取り組んでいる学科について、平成26年度より文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定。

職業実践専門課程認定校への都道府県補助について

- ・ **43自治体**で職業実践専門課程認定校への補助を実施。（※令和7年度12月時点。実施都道府県は下図のとおり。）
- ・ 職業実践専門課程が制度化（平成26年度）された翌年度以降、**毎年度、同課程認定校に対する独自の補助制度を有する自治体が増加。**
- ・ 職業実践専門課程認定校に係る追加的な経費への都道府県補助について、**令和4年度から特別交付税措置。**

参考：職業実践専門課程の認定状況
（令和8年3月時点）

- ・ 学校数：1, 144校（43.0%）
- ・ 学科数：3, 289学科（45.7%）

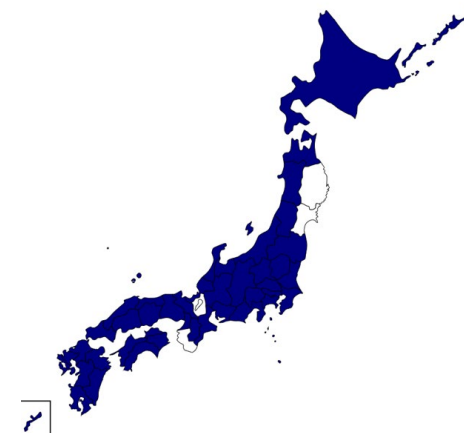
※合計欄の（ ）内の数字は全専門学校数（2,658校）、修業年限2年以上の全学科数（7,201学科）に占める割合。

職業実践専門課程認定校への
補助を行っている都道府県数
（令和7年12月時点）

令和3年度：19自治体
令和4年度：25自治体
令和5年度：35自治体
令和6年度：38自治体



令和7年度：43自治体



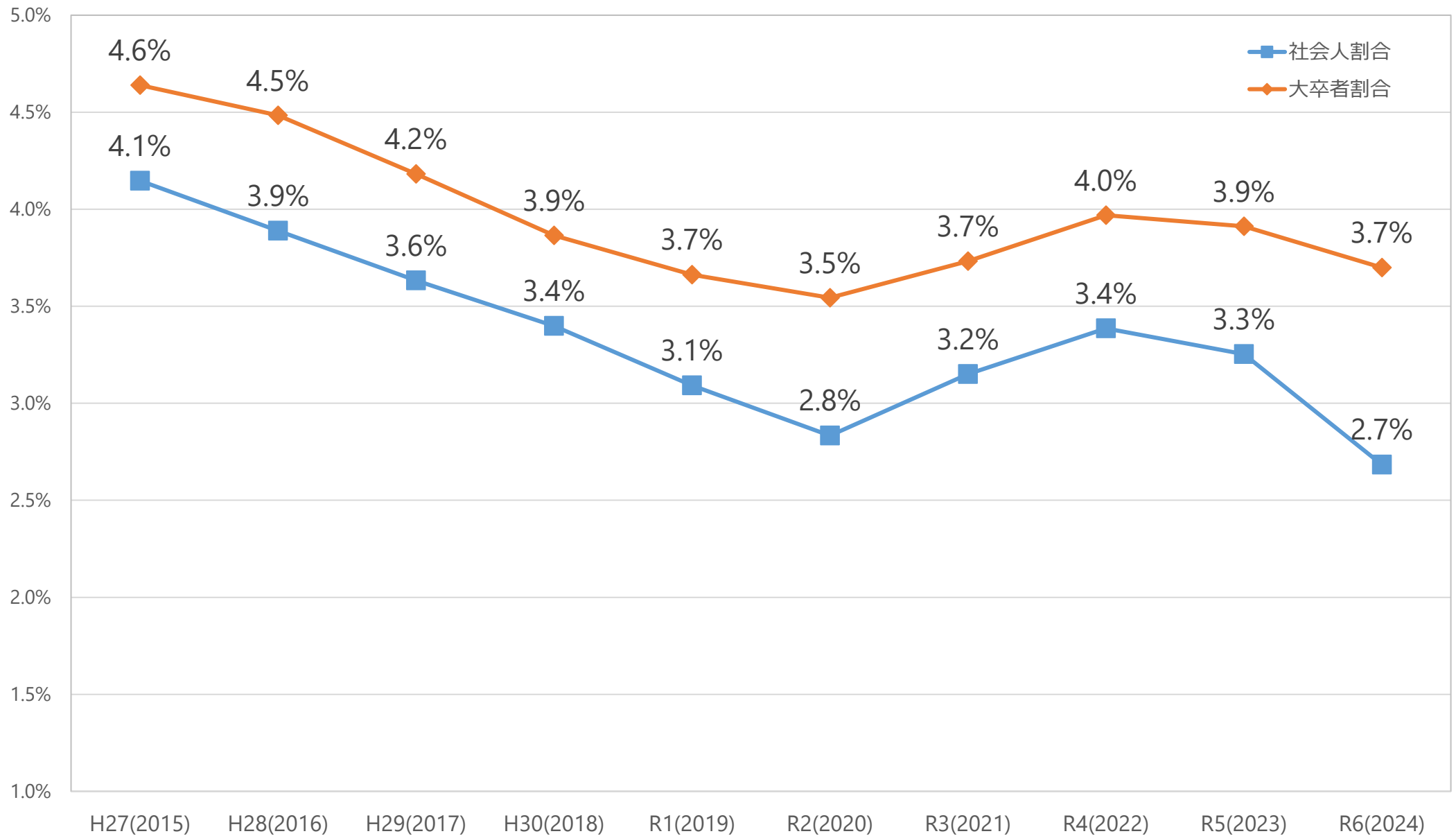
図：職業実践専門課程認定校への補助を行っている自治体（令和7年12月時点）

北海道、青森県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

● リカレント教育

専門課程入学者における社会人及び大卒者割合の推移

専門課程入学者における社会人及び大卒者割合の推移



キャリア形成促進プログラム認定制度について

平成29年3月「これからの専修学校教育の振興のあり方について」（報告） - これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議（文部科学省） -

【社会人受入れ】

④社会人学び直し促進の具体的展開

- 専門学校による社会人等向け短期プログラムについて、現在の「職業実践専門課程」のように文部科学大臣が認定する仕組みを構築することはその大きな後押しとなることであり、働き方改革を実現する上でも、制度の創設は重要である。また、新たな仕組みにより認定された講座の専門実践教育訓練給付の対象化についても、併せて検討が求められる。

平成30年6月 第3期教育振興基本計画（閣議決定）

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

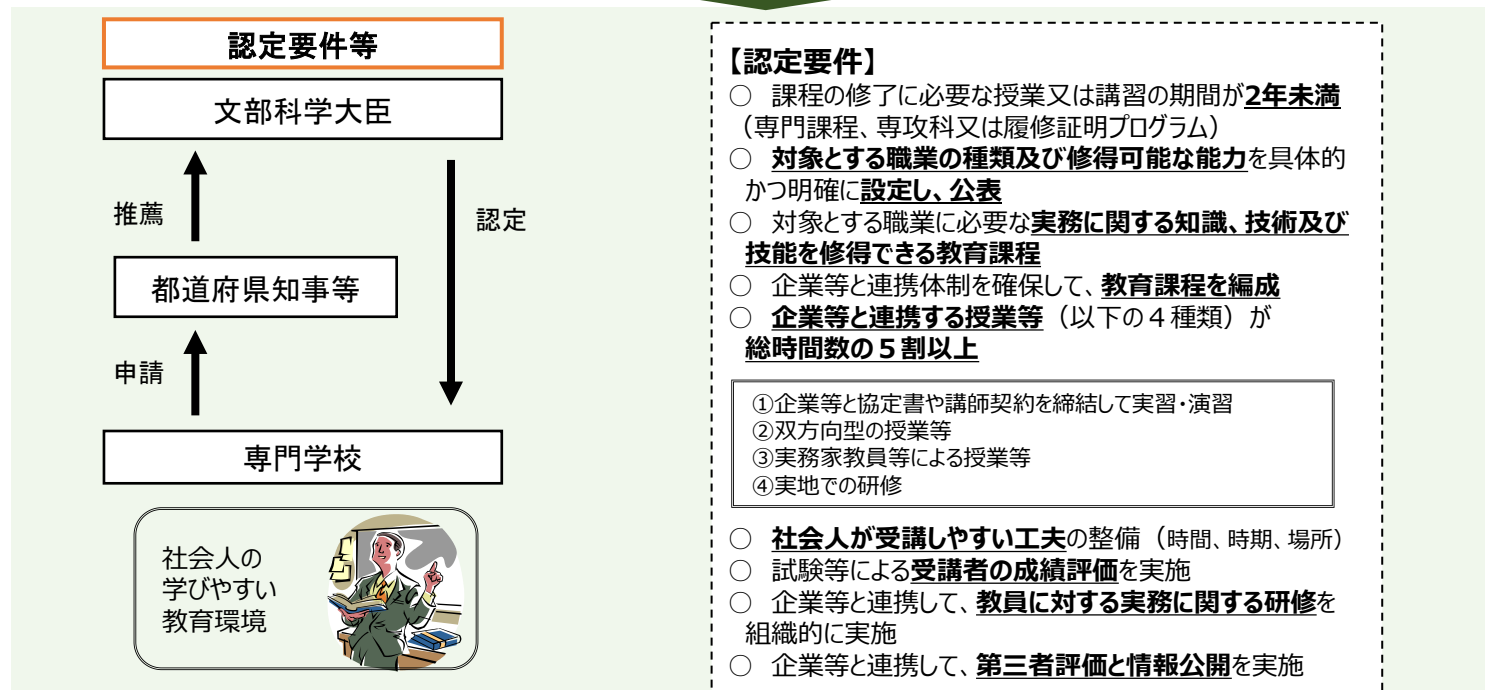
3. 生涯学び、活躍できる環境を整える

目標（12）職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進

○ 社会人が働きながら学べる学習環境の整備

- ・ 長期履修学生制度や履修証明制度の活用促進、複数の教育機関による単位の累積による学位授与の拡大に向けた検討や、大学・大学院や専門学校における社会人等向け短期プログラムの大臣認定制度の創設を行うとともに、通信講座やe-ラーニングの積極的活用等による学び直し講座の開設等を促進することにより、時間的制約の多い社会人でも学びやすい環境を整備する。

※認定数 17校、22課程（令和6年12月20日現在）



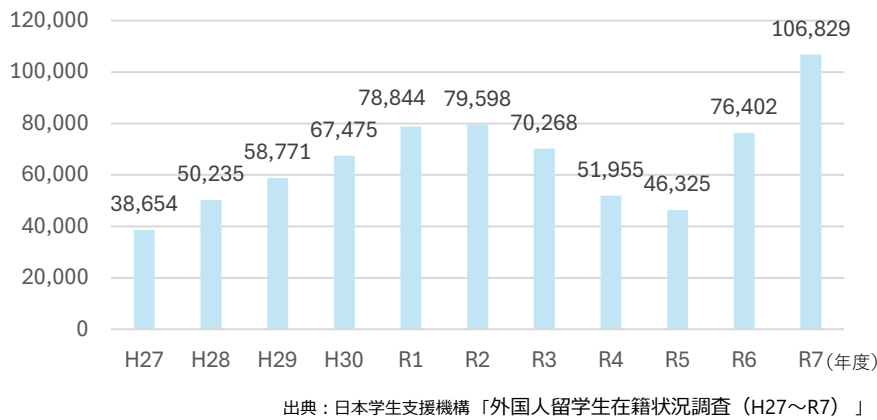
社会人の職業に必要な能力の向上によるキャリア形成を図る機会の拡大



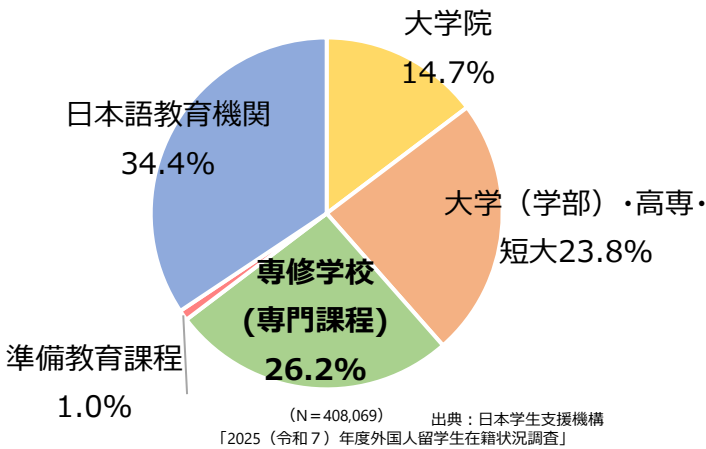
留学生

専門学校における留学生の概略

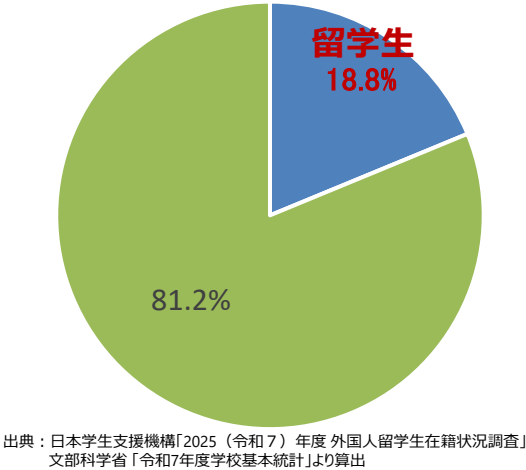
● 専門学校における留学生数の推移



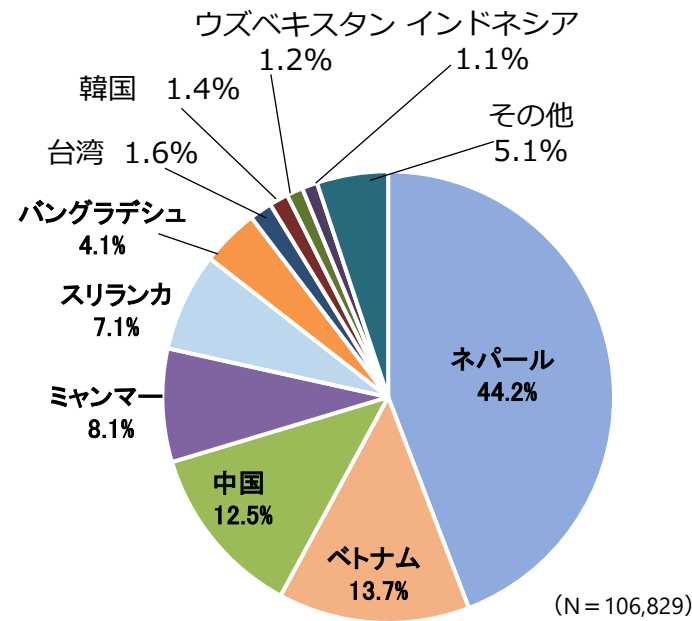
● 留学生総数に占める割合



● 専門学校生における留学生割合

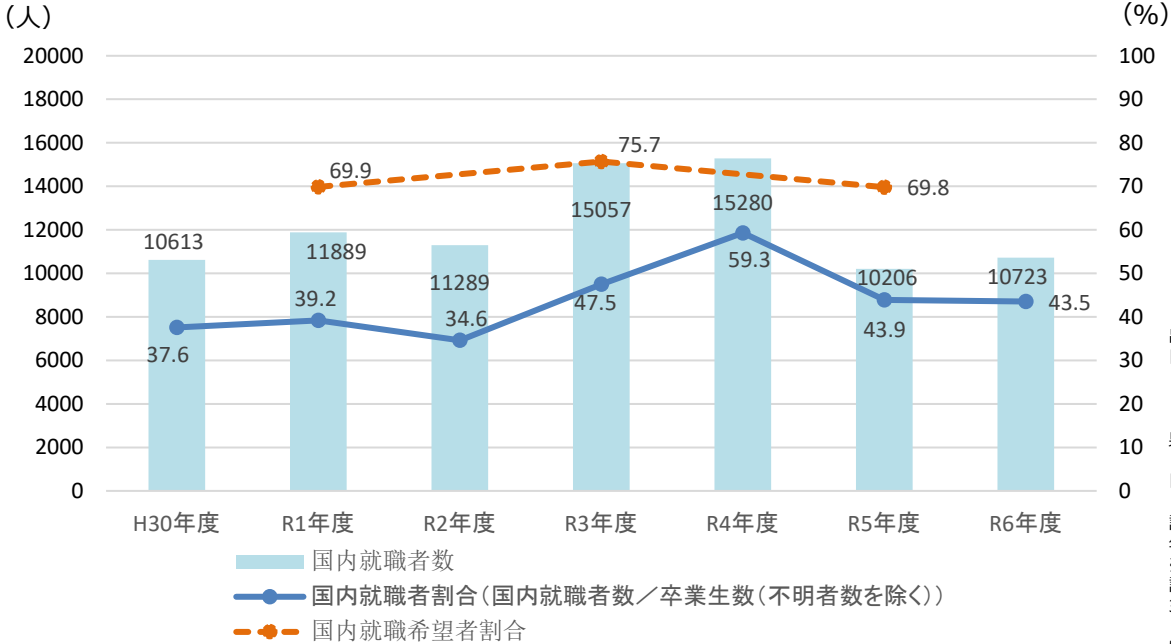


● 専門学校における国地域別留学生割合



出典：日本学生支援機構「2025（令和7）年度外国人留学生在籍状況調査」

● 専門学校留学生の国内就職状況



外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策（概要）

新たに設置された関係閣僚会議の下、外国人との秩序ある共生社会の実現に向け、新たにとりまとめ

I 基本的な考え方

- 一部の外国人による、我が国の法やルールを逸脱する行為・制度の不適正利用について、国民が感じている不安や不公平感に対処する必要
- 入国前の日本語教育及び社会規範等の理解促進、法やルールを逸脱する行為に対する公正・厳正な対処、事実・実態を把握した上での制度適正化、正確かつ十分な情報公開、関係機関間の情報共有・相互連携といった取組により、安全・安心な社会を実現
- その上で、我が国の法やルールの中で、国民と外国人の双方が安全・安心に生活し、共に繁栄する社会の実現を目指す必要

II 国民の安全・安心のための取組

第1 既存のルールの遵守、各種制度の適正化に向けた取組

1 出入国・在留管理等の適正化・外国人受入れについて

- | | |
|-----------------|--|
| R8 | ○不法滞在者ゼロプランの強力な推進（5年以内に難民認定申請の平均処理期間を6月以内・退去強制が確定した外国人を半減）
○外国人に関わる各種施策・出入国在留管理の体制を強化・拡充
○帰化の審査において、永住許可との整合性も勘案した厳格化を検討 |
| R8/R9 | ○永住者の審査の厳格な運用、許可基準の見直し |
| R10 | ○電子渡航認証制度（JESTA）の導入 |
| 具体化に向け
直ちに着手 | ○日本語や制度・ルール等を学習するプログラムの創設、受講及び内容の理解を在留審査（永住者の審査を含む。）の要素とすることを検討 |
| | ○海外事例を参考に、退去強制事由の拡大（対象犯罪の拡大）について、検討 |
| | ○国・地方自治体・受入れ機関等の役割分担、在留資格の適正化や関連する将来推計を踏まえた受入れの在り方等の総合的な検討 |

2 外国人制度の適正化等について

- | | |
|-----------------|---|
| R8 | ○来日前・来日後の日本語教育の充実（大人：自治体への財政支援等/こども：国が初期支援の方策を検討等）
○日本語教師の養成・研修及び社会的地位の向上
○各種民泊データの一元管理を通じた仲介サイトからの違法民泊の確実な排除
○オーバーツーリズム対策の集中的実施・抜本的強化、特定の都市・地域への集中の是正と観光客の分散の推進 |
| R8/R9 | ○医療費不払のある訪日外国人の情報を共有するシステムの基準額引下げ（R8）、対象の中長期在留者への拡大（R9） |
| R9 | ○入管庁と関係機関との税・国保料等のマイナンバー等による情報連携の在留審査等への活用（R9） |
| 具体化に向け
直ちに着手 | ○外国人学校への補助金等の状況の公表等による適正かつ透明な執行確保、外国人留学生の在籍管理の適正を欠く大学等の指定・公表 |
| | ○公営住宅・UR賃貸住宅等への新規入居者の国籍等の把握、追加的な対応の検討 |

第2 土地取得等のルールの在り方を含む、国土の適切な利用及び管理に向けた取組

- | | |
|-----------------|--|
| R8 | ○不動産登記、森林法をはじめ、土地関連制度において国籍を把握 |
| R9以降 | ○安全保障の観点からの土地取得等のルールについて、立法事実を整理し、他国の例も参考に、骨格をとりまとめ（R8年夏） |
| 具体化に向け
直ちに着手 | ○不動産登記の国籍把握を踏まえ、国内居住者を含む外国人によるマンション取得実態を把握 |
| | ○国籍情報を含む、統一的な考え方による地下水採取の実態把握や地下水の適正な保全と利用の仕組みについて検討 |
| | ○土地所有等情報の更なる透明性向上に向け、法人の実質的支配者の把握強化の検討（FATF（金融活動作業部会）対日審査対応との連携） |
| | ○無主の離島の国有財産化や、安全保障の観点から必要な場合には離島の土地の取引等のルール化を含めて対策を検討 |
| | ○国内居住者を含む外国人によるマンション取得の実態が明らかになれば、諸外国の取組も参考に、必要な対応策を検討 |

III 外国人が日本社会に円滑に適応するための取組

- | | |
|--------------------------------|------------------------|
| ・情報発信・相談体制の強化 | ・ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援 |
| ・交付金の在り方の見直しを含む、地方公共団体への支援策の拡充 | ・秩序ある共生社会の実現に向けた、意識醸成 |

専修学校における外国人留学生の在籍管理等の徹底

経緯

- 専修学校における留学生の受入れについては、従前より「専修学校における留学生管理等の徹底について（通知）」（平成 22 年 9 月 14 日付け 22 生生推第 51 号文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長通知）により適切な受入れが進められるよう、お願いしてきたところです。
- 今般、「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（令和 8 年 1 月 23 日外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定）が策定され、当該対応策では、各専修学校における在籍管理の徹底を前提としつつ、外国人留学生の在籍管理状況の迅速・的確な把握と指導の強化を実施することが求められています。
- 令和 8 年 4 月 27 日付け で「専修学校における外国人留学生の在籍管理等について（通知）」を発出し、改めて在籍管理の徹底を依頼するとともに、地域により取扱いに差が生じないよう、今年度から対応の在り方をより強化し、文部科学省と当該所轄庁が連名で、すべての専修学校に対し、年 2 回の定期的な調査を実施することとしました。

主な通知の内容

①留学生の受入れから卒業時までの留意事項

1 入学者の募集・選抜

- 入学時・在学中における注意事項を募集要項等で明示
- 書類審査・面接・筆記等により修学目的、当該専修学校の課程に必要な学力等を適切に判定
- 日本語能力（日本語教育の参照枠で示す B 2 以上が相当等）の確認
- 留学生生活を維持できるだけの経済的基盤があるか、支弁能力を確認

等

2 オリエンテーション

- 勉学・日本における生活・文化、在留手続、資格外活動等含めた、資格外活動等の法令遵守、その他、必要な保険等に関する説明
- 留学生の日本語能力等を考慮しつつ、必要に応じ母国語ごとに複数回実施

等

3 在学中の在籍管理

- 住所・連絡先等の把握
- 日常の出欠管理の徹底、指導方針の作成、周知徹底 等
- 退学・除籍・所在不明者等の入管へ届出に努める
- 退学・除籍等を行う場合はその後の帰国や進学等の指導等を行う等、適切な対応
- 十分な指導体制の整備
- 資格外活動に関する適切な指導

等

4 卒業・退学時

- 卒業した際の在留資格関係の手続等について適切に行う

等

専修学校における外国人留学生の在籍管理等の徹底

資格外活動について

留学生による資格外活動（アルバイト）については、3か月に1度、任意の方法により、以下の事項を正確に把握することが必要です。

- ①資格外活動許可の有無 ②就業先（就業場所）の名称
- ③具体的な就業内容 ④毎日の就業時間



～留学生に対する周知・指導事項の例～

- (ア) 風俗営業又は風俗関連営業が行われる場所でのアルバイトは行わないこと。
- (イ) アルバイトを行うに当たっては、資格外活動許可書（写し）等を携行すること。
- (ウ) 就業時間については、資格外活動許可の条件である週28時間（在籍する教育機関が学則で定める長期休業期間にあるときは、1日8時間）を超えて就業しないようにすること。
- (エ) 資格外活動許可の有無、就業先（就業場所）の名称、具体的な就業内容に変更があった際は、在籍する専修学校の担当窓口に遅滞なく届け出ること。

②文部科学省WEB調査システム(EduSurvey)を活用した外国人留学生の管理体制等の調査(報告)

EduSurvey等を活用し、年2回（5月時点・11月時点）の留学生の受け入れ状況の把握・確認と、必要な改善指導を実施することを求めることを予定しています。

主な調査項目

- ① 学校の概要 学校の基本情報
- ② 留学生の受入れ状況 留学生数や出身国（地域）別人数 など
- ③ 在籍管理の実績 在留資格への抵触状況、留学生の資格外活動時間の把握状況、資格外活動違反の発生状況 など
- ④ 留学生受入れのための組織体制 生活指導教職員の配置状況、日本語指導教職員の配置状況 など
- ⑤ 留学生の受入れ予 次年度の今後の留学生の受入見込み など

専修学校における外国人留学生の在籍管理等の徹底

定期調査のスキーム（イメージ）



- ・各専修学校はシステム上で各所轄庁に回答
- ・所轄庁は従来通りに各専修学校の在籍管理の実態を把握

地域により基礎的な調査項目等の取扱いに
差が生じないように調査システムを提供

外国人留学生キャリア形成促進プログラムについて

◆ 外国人留学生キャリア形成促進プログラム（文部科学大臣認定制度）について

- 就労のための在留資格「技術・人文知識・国際業務」の在留資格決定の際、教育機関での専攻科目と従事しようとする業務との関連性の判断において、大学の卒業生については柔軟化が図られている一方で、**専門学校**の卒業生については「**相当程度**」の**関連性**が求められており、**大学の卒業生と比較して、許容される業種・業務が限定されている**。
- 今般の在留資格の運用等の見直し（※）により、**外国人留学生に対して質の高い教育を行っているものとして文部科学大臣が認定した専門学校**の卒業生については、**関連性について柔軟に判断**されることとなる。また、認定を受けた専門学校の卒業生のうち、高度専門士の称号を付与された者については、新たに「特定活動（告示第46号）」の対象となる。

※「「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等について」（ガイドライン）の改定及び在留資格「特定活動」に係る法務省告示を改正（令和6年2月29日付け）

- **認定校数は、253校、681学科（令和8年3月現在）。**

◆ 外国人留学生が日本で就職する場合の在留資格の切替え

〈在学時〉

留学
（大学、専門学校等）

在留資格切替え

〈就労時〉

技術・人文知識・国際業務

特定活動（告示第46号）

等

☑ 外国人留学生キャリア形成促進プログラム認定要件（文部科学大臣認定制度）

※基準の充足を確認するために3年に一度のフォローアップを実施

- ①職業実践専門課程の認定を受けている課程であること。
（企業等と連携し、質の高い専修学校専門課程を文部科学大臣が認定する制度）
- ②経営基盤に関して、継続的かつ安定的な財務状況であること（修学支援新制度の機関要件と同一）。
- ③認定を受けようとする学科の実数のうち、留学生割合が2分の1の範囲内であり、かつ、日本人生徒との交流の機会が確保されており、日本社会に対する理解促進の環境が整備されていること。2分の1を超える場合にあっては、適正な進路指導（直前3年間の就職率の平均が90%以上であることを想定）が行われるとともに、日本国内において就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目が10単位以上開設されていること。
- ④外国人留学生の受入れに関する不適切な事情その他目的に照らして不適切と認められる事情がないこと。

「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ＜J-MIRAI＞」（第二次提言）概要

J-MIRAI : Japan-Mobility and Internationalisation: Re-engaging and Accelerating Initiative for future generations
教育未来創造会議 令和5年4月27日

I. コロナ後のグローバル社会を見据えた人への投資の在り方

- 「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした**新しい資本主義**を実現するためには、**人への投資を進めることが重要**。
- 世界最先端の分野で活躍する**高度人材から地域の成長・発展を支える人材**まで厚みのある多様な人材を育成・確保し、**多様性と包摂性のある持続可能な社会を構築することにより**、我が国の更なる成長を促し、**国際競争力を高めるとともに、世界の平和と安定に貢献していくことが必要不可欠**。
- 留学生交流について**量を重視するこれまでの視点に加え、日本人学生の海外派遣の拡大や有望な留学生の受入れを進めるために、より質の向上を図る視点も重視**。
- 今後、**より強力に高等教育段階の人的交流を促進し**、質の高い大学や留学生の交流を積極的に進めるとともに、初等中等教育段階から多様性・包摂性に向けた教育を充実。
- **高度外国人材の受入れ制度について、世界に伍する水準への改革を進めるとともに、海外留学した日本人学生の就職の円滑化や日本での活躍を希望する外国人留学生の国内定着を促進**。

II. 今後の方向性

1. 留学生の派遣・受入れ

(1) 日本人学生の派遣

- ・ 海外大学・大学院における**日本人留学生の中長期留学者の数と割合の向上**を図り、特に、**大学院生の学位取得を推進**。このため、高校段階から大学院までを通じて、短期から、中期、長期留学まで学位取得につながる段階的な取組を促進。

(2) 外国人留学生の受入れ

- ・ **高い志を有する優秀な外国人留学生の戦略的受入れを推進**。その際、多様な文化的背景に基づいた価値観を学び理解し合う環境創出のために**受入れ地域についてより多様化を図る**とともに、大学院段階の受入れに加え、留学生比率の低い学部段階や高校段階における留学生の受入れを促進。

2. 留学生の卒業後の活躍のための環境整備

- ・ 留学生が将来のキャリアパスについて予見可能性をもって、入学前から安心して留学を決断できるようにするため、**海外派遣後の日本人留学生の就職円滑化を推進**するとともに、**外国人留学生の卒業後の定着**に向けた企業等での受入れや起業を推進。

3. 教育の国際化

- ・ **多様な文化的背景に基づく価値観を持った者が集い、理解し合う場が創出される教育研究環境や、高度外国人材が安心して来日できる子供の教育環境の実現**を通じて教育の国際化を推進。

Ⅲ.2033年までの目標

日本人学生の派遣



2033年までに**50万人**
(コロナ前22.2万人)

非英語圏の仏・独と同等の水準

<大学・専門学校等>

○日本人留学生における学位取得等を目的とする**長期留学**者の数

6.2万人→**15万人**

○協定などに基づく**中短期**の留学生数

11.3万人→**23万人**

<高校等>

○高校段階での留学者数

研修旅行（3か月未満）

4.3万人→**11万人**

留学（3か月以上）

0.4万人→**1万人**



外国人留学生の受入れ・定着



2033年までに**40万人**
(コロナ前31.8万人)

留学生30万人計画の受入れ増加ペースの維持

<大学・専門学校・日本語学校等>

○外国人留学生の数

31.2万人→**38万人**

○全学生数に占める**留学生**の割合

学部：3%→5%

修士：19%→20%

博士：21%→33%

<高校等>

○外国人留学生の数（高校）

0.6万人→**2万人**

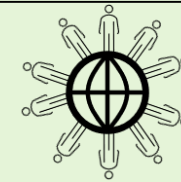
○全生徒数に占める**留学生**の割合

高校：0.2%→0.7%

○留学生の**卒業後の国内就職**率（国内進学者を除く。）

48%→60%

教育の国際化



<大学等>

○**英語のみで卒業・修了**できる学部・研究科の数

学部：86→200

研究科：276→400

○海外の大学との**交流協定に基づく交流のある大学**の割合

48%→80%

○**ジョイント・ディグリー・プログラム**の数

27→50

○**ダブル・ディグリー・プログラム**※の数

349→800

※海外の大学との大学間交流協定に基づき実施されているもの

<中学・高校等>

○**英語で複数教科の授業を受けられる高校**（コース等含む。）の数

50→150

○**対面での国際交流**を行う高校の割合

18%→50%

○中学・高校段階における**オンライン等**を利用した国際交流を行っている学校の割合

20%→100%

現状

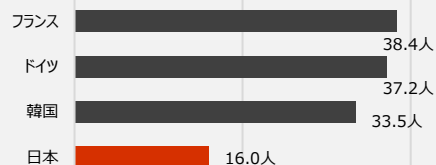
日本人学生の派遣

日本人学生の留学停滞

主に長期（学位取得目的を含む）の日本人の海外留学者数

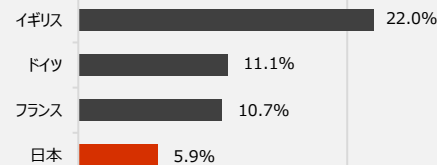


高等教育機関在学者千人に対する派遣留学者数の国際比較



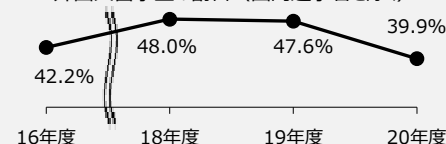
外国人留学生の受入れ・定着

高等教育機関在学者に占める留学生の割合



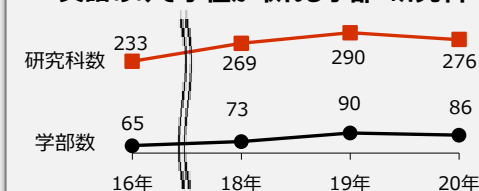
微増に留まる外国人留学生の国内就職率

高等教育機関を卒業・修了後に国内就職する外国人留学生の割合（国内進学者を除く）

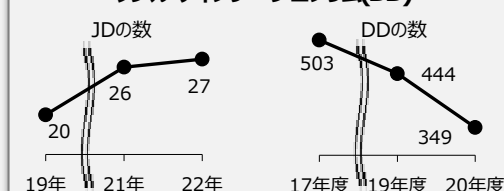


教育の国際化

英語のみで学位が取れる学部・研究科



ジョイント・ディグリー・プログラム(JD)及びダブル・ディグリー・プログラム(DD)



1. コロナ後の新たな留学生派遣・受入れ方策

(1) 日本人学生の派遣方策

- ① 高校段階から大学院段階までを通じた日本人学生の派遣の推進
- ・SNS等を活用した広報強化
 - ・卒業生のネットワーク構築
 - ・各自治体での海外大学進学支援の取組推進
 - ・**協定派遣（授業料相互免除）増に向けた取組推進**
 - ・中長期留学や海外大学で学位取得を目指す学生について、海外派遣の指標実現に向けて大幅に拡大するため、官民一体となって構造的・抜本的な方策の実施を進め、その成果の発現・進捗に沿って**給付型奨学金を着実に拡充**するなど**奨学金の充実**に取り組むとともに、企業・個人等が拠出する奨学金の一層の活用推進など、**官民一体での経済的支援の充実**
 - ・**企業による代理返還制度の活用促進**や**地方公共団体による返還支援の取組を推進**
 - ・官民協働による「**トビタテ！留学JAPAN**」の発展的推進
 - ・**博士人材等派遣の促進**
 - ・社会人の海外大学院留学の促進 等

② 初等中等教育段階における英語教育・国際理解教育、課題発見・解決能力等を育む学習等の推進

- ・英語4技能（読む、書く、聞く、話す）の育成に向けた、デジタルを活用したパフォーマンステストの実施促進
- ・探究学習、自然・社会・文化芸術への興味関心を育む体験活動、国際理解教育の推進
- ・国際バカロレアなどの国際的な教育プログラムが履修できる教育環境の整備を促進
- ・教員養成段階の留学や採用後の海外経験機会の拡充、実践的な教員研修の充実を通じた教員の英語教育・国際理解教育の指導力強化
- ・**1人1台端末を活用した海外とのオンライン交流の促進** 等

(2) 外国人留学生の受入れ方策

- ① 日本への留学機会の創出
- ・学生の早期からのリクルート、広報・情報発信、日本語教育を一体的に促進する現地機能の強化
 - ・留学生受入れに関する情報が一元的に得られるポータルサイトの情報充実
 - ・**優秀な学生の早期からの獲得強化に向けたプログラム構築**
 - ・海外における日本語教育の充実
 - ・**国費留学生制度の地域・分野重点化などの見直し** 等
- ② 入学段階での要件・手続の弾力化
- ・DX化促進による渡日前入学者選抜の促進
 - ・留学ビザ取得のオンライン化
 - ・銀行口座開設における負荷軽減 等
- ③ 国内大学の教育研究環境の質及び魅力の向上
- ・**留学生の授業料設定柔軟化**や**定員管理の弾力化**
 - ・**キャンパスの質及び魅力の向上**、民間資金等も活用した留学生・外国人教員宿舍の整備、賃貸住宅の受入れ環境整備 等
- ④ 適切な在籍管理、技術流出防止対策の徹底・強化
- ・**在籍管理非適正大学等の大学等名の公表、在留資格「留学」の付与停止、私学助成の厳格な対応**、留学生数等の情報公開の強化
 - ・安全保障貿易管理の徹底、研究インテグリティの推進 等

(3) 国際交流の推進

- ・**「アジア架け橋プロジェクト」**や対日理解促進交流プログラムの**充実強化**、姉妹校連携や留学コーディネーターの配置促進等を通じた国際交流の促進
- ・COIL（国際協働オンライン学習）、VE（バーチャル・エクステンジ）等のオンラインを活用したハイブリッド国際交流の推進
- ・脱炭素人材の人材育成強化や農業を学ぶ学生等の留学・国際交流活動の推進、文化・芸術分野での学生・若手芸術家等の交流の促進 等

2. 留学生の卒業後の活躍に向けた環境整備

(1) 日本人学生の就職の円滑化に向けた環境整備

- ・留学中の学生への就職情報の提供、現地でのジョブフェアへの参画拡大
- ・帰国後の留学生に対する通年・秋季採用、インターンシップ等による多様な選考機会の提供促進
- ・留学等を通じて得られた知識や専門性に対し企業が採用・人材育成面での積極的な評価を行う取組の裾野を広げる機運醸成 等

(2) 外国人留学生等の高度外国人材の定着率の向上

① 留学生の就職促進に向けた取組促進

- ・ハローワーク等における多言語対応を含めた相談支援機能・拠点の強化等による環境整備
- ・地域の特性に応じたインターンシップ機会の提供等による外国人留学生等の地元企業への就職・定着支援を行う「高度外国人材活躍地域コンソーシアム」の設立、「高度外国人材活躍促進プラットフォーム」における中小・中堅企業の外国人材の受入りに係る課題解決に向けた伴走型支援の実施 等

② 受入れ企業側における企業風土の改善、環境の充実

- ・企業での採用方針の明確化、社内制度の見直し、採用方針・実績の公表等の促進 等

③ 関連する在留資格制度の改善

- ・高度外国人材に係る受入れ制度の世界に伍する水準への改革（特別高度人材制度及び特定活動における未来創造人材制度の創設）、一定の要件を満たす国内大学の卒業者についても同様の措置が受けられるようにするための検討
- ・質の高い専門学校の認定制度を創設、その卒業者等の在留資格の運用見直し 等

3. 教育の国際化の推進

(1) 国内大学等の国際化

- ・海外大学とのジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリーや単位互換、大学間交流協定締結の促進
- ・国際交流などにおいて高度で専門的な知識や経験を有する「アドミニストレータ職」等の採用・育成の促進
- ・徹底した国際化やグローバル人材育成に大学が継続的に取り組むような環境整備
- ・国際化に積極的に取り組む大学等へのインセンティブ付与
- ・国際化を先導する大学の認定制度の創設
- ・戦略的に留学生交流を推進すべき国・地域との大学間連携・学生交流の推進
- ・欧米のトップクラス大学の誘致によるグローバル・スタートアップ・キャンパス構想の実現 等

(2) 外国人材の活躍に向けた教育環境整備

- ・インターナショナルスクールに関する情報充実・実態把握、学校間接続の円滑化、国際的な中等教育機関の整備推進・運営支援
- ・学校教育を受ける際に困難を有する外国人児童生徒への支援強化
- ・日本語教育機関の認定制度創設等による質の維持向上 等

(3) 国内大学の海外分校や高専を始めとする日本型教育の輸出

- ・国内大学等の海外分校設置に係る環境整備推進
- ・諸外国からの要請を踏まえた日本型高専の導入支援
- ・在外教育施設における国内同等の教育環境整備や安全対策・施設整備等の機能強化に向けた支援 等

● 高度専門士

専門士・高度専門士について

「専門士」の称号が付与される専門学校の要件

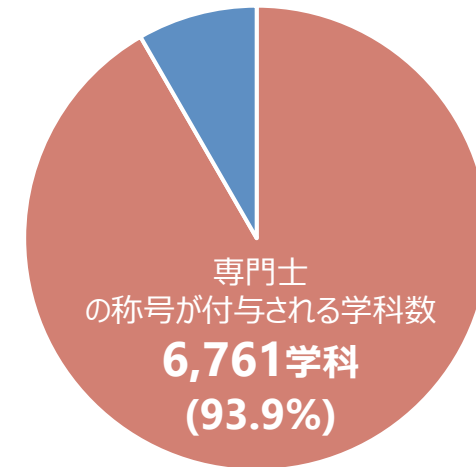
- ① 修業年限が2年以上
- ② 総授業時数が1,700時間（62単位）以上
- ③ 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること

「高度専門士」の称号が付与される専門学校の要件

- ① 修業年限が4年以上
- ② 総授業時数が3,400時間（124単位）以上
- ③ 体系的に教育課程が編成されていること
- ④ 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること

修業年限2年以上の専門課程の学科数

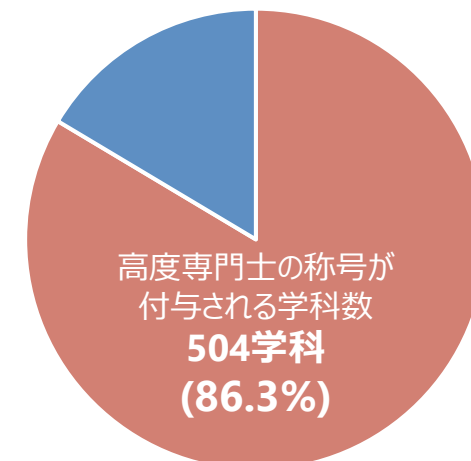
7,202学科



（令和7年3月現在）

修業年限4年以上の専門課程の学科数

584学科



（令和7年3月現在）

高度専門士の数

1. 高度専門士の称号が付与される学校数、学科数

学校数	学科数
3 4 2	5 0 4

(令和7年3月現在)

2. 高度専門士の分野ごとの状況

	工業	農業	医療	衛生	教育・ 社会福 祉	商業実 務	服飾・ 家政	文化・ 教養
学校数	34.2%	1.5%	24.6%	4.1%	4.7%	8.2%	7.0%	21.3%
学科数	30.6%	1.4%	31.0%	2.8%	4.2%	6.0%	5.8%	18.5%

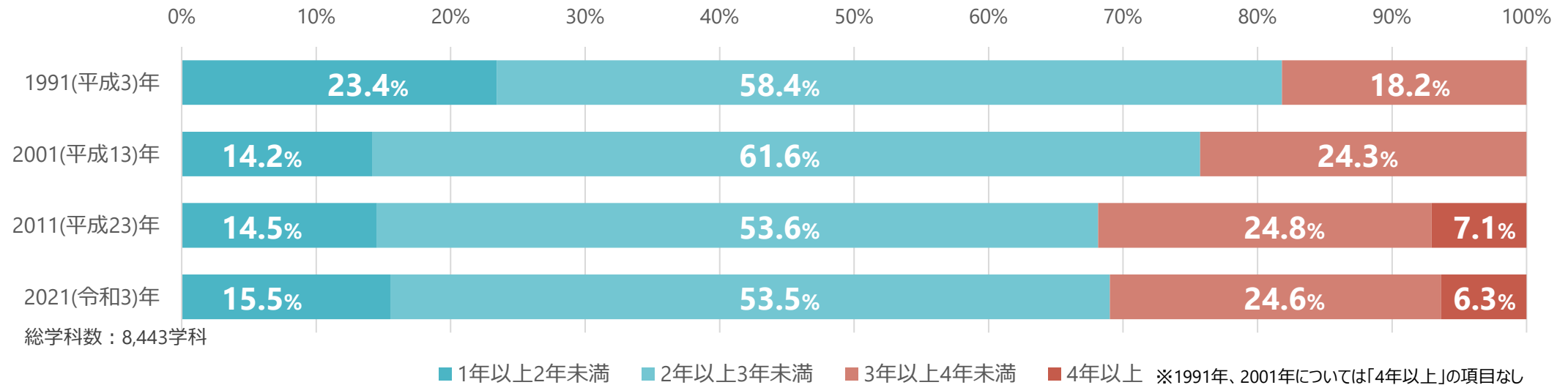
※学校数の割合は1つの学校で複数分野を持つ学校があるため合計は100%にはならない

(令和7年3月現在)

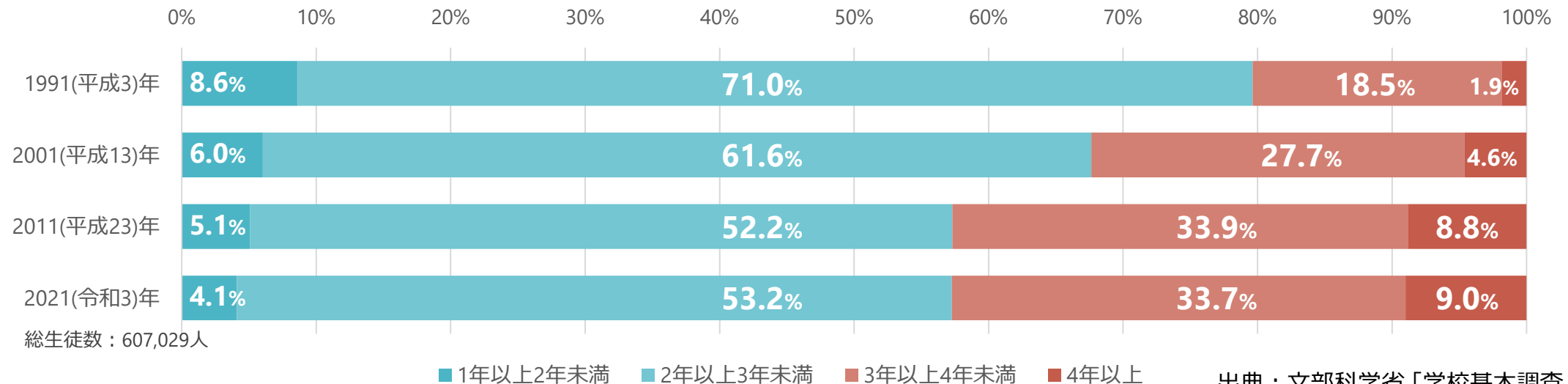
専修学校の修業年限別学科数等の推移

2011年頃まで修業年限が長期化する傾向。他方、2011年以降は横ばいまたは減少。

【専門学校の修業年限別学科数】



【専門学校の修業年限別生徒数】

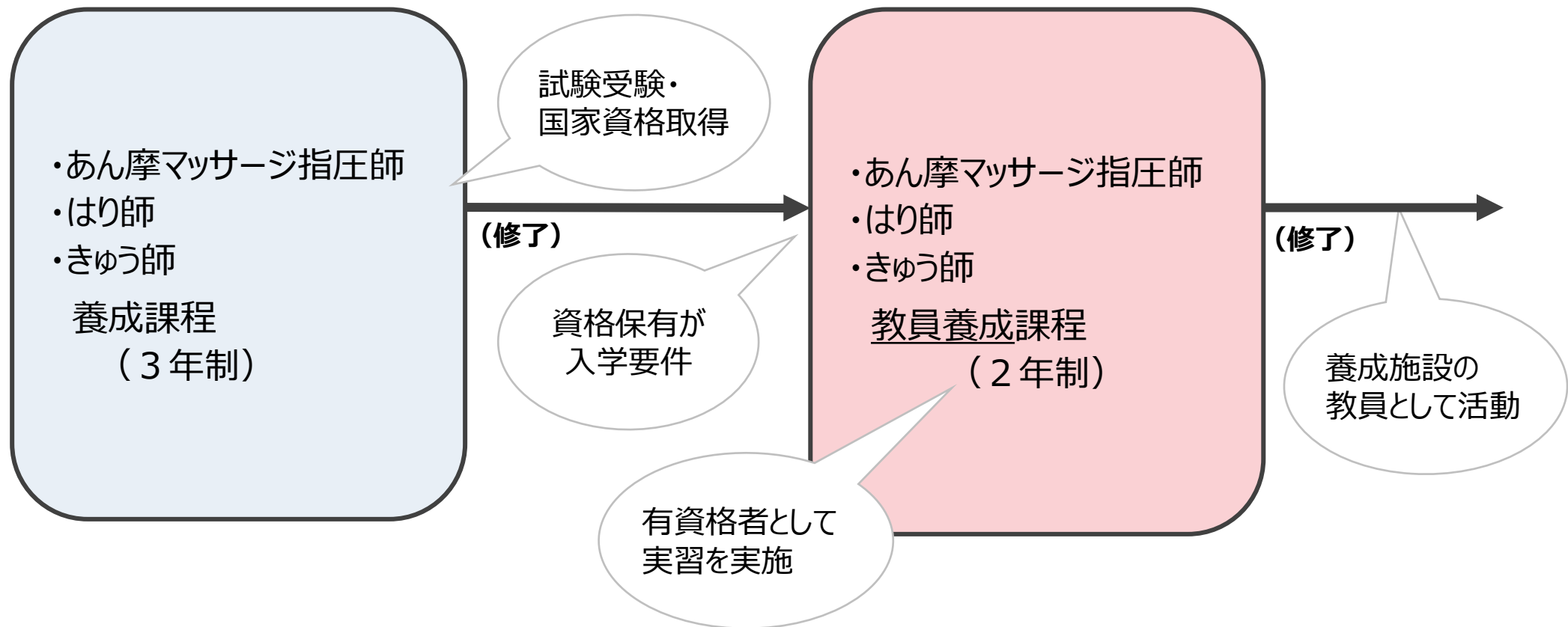


出典：文部科学省「学校基本調査」

養成施設における教員養成の事例

養成施設における教員資格を取得するために、資格取得後に追加の学修が必要

(あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師養成施設の例)



● 国際通用性

高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（通称：東京規約）

平成29年12月6日締結
平成30年 2月1日発効

背景

- 1983年:ユネスコの下, バンコク(タイ)において前身の規約を採択。
- 2011年11月:ユネスコの下, 東京において開催された国際会議において, 本規約を採択。

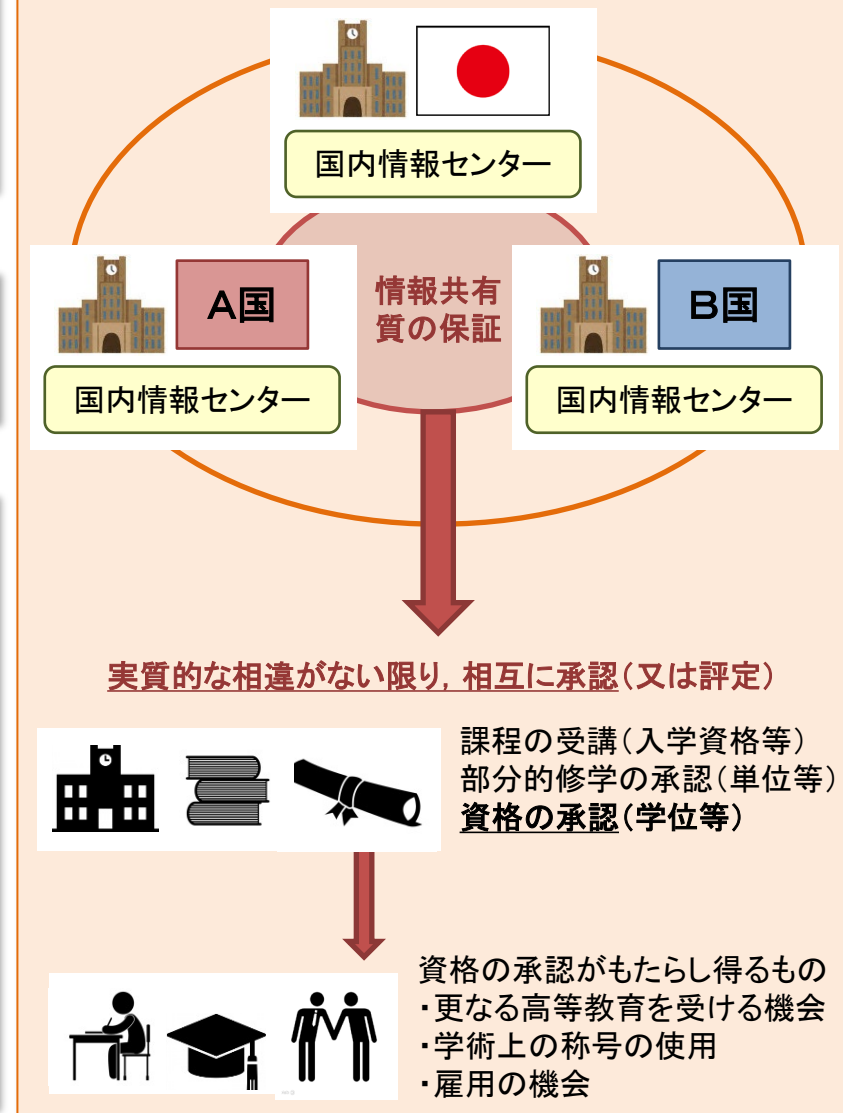
目的

- 締約国間で高等教育の資格の相互承認等を行うことにより, 学生及び学者の移動を容易にし, アジア太平洋地域における高等教育の質を改善する。

主な内容

- ◆ 締約国は, 資格の評定・承認の手續及び基準が公正かつ差別的でないものであることを確保する。(第3章)
- ◆ 締約国は, 資格の内容に実質的な相違がない限り, 下記①～③について, 他の締約国が付与した高等教育の資格(含:オンライン学習等による資格)を承認又は評定する。
 - ①高等教育課程を受講するための要件(入学資格等)(第4章)
 - ②部分的な修学(単位等)(第5章)
 - ③高等教育の資格(学位等)(第6章)
- ◆ 各国は国内情報センターを設立し, 情報を交換する。(第8章)

資格の相互承認の仕組み



【参考】和文テキスト(訳文): http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/1399120.htm ※文部科学省HP

原文: http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=48975&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html ※ユネスコHP

高等教育の資格の承認に関するガイドライン: http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/1404607.htm ※文部科学省HP

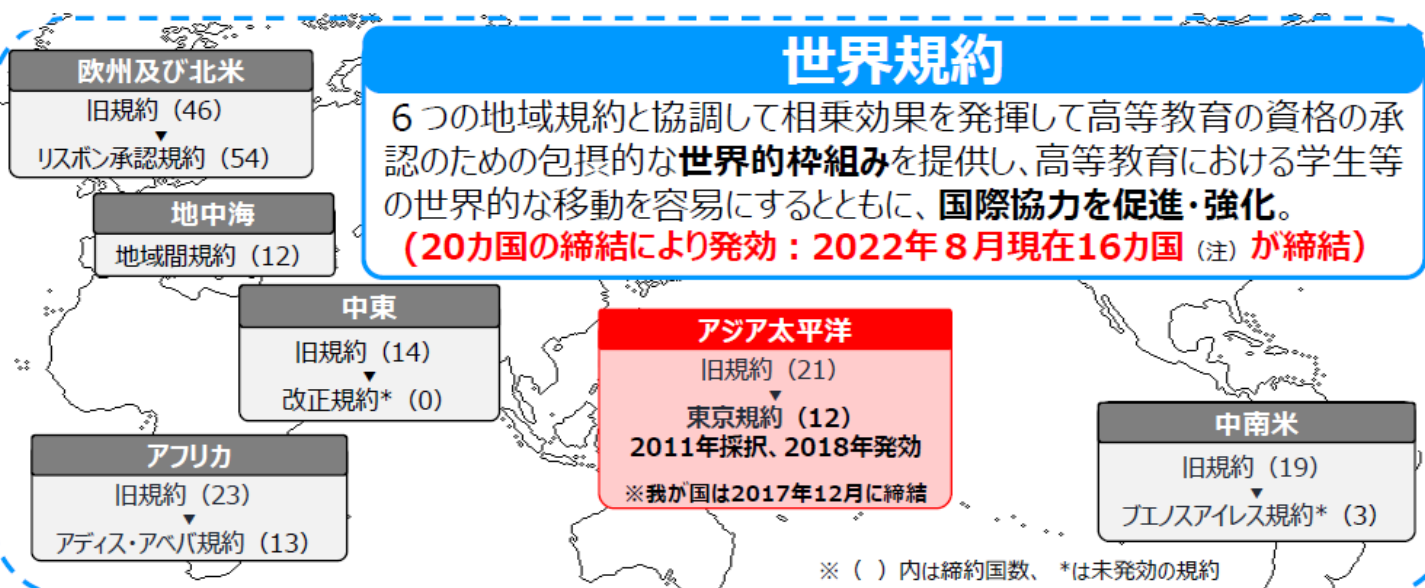
ユネスコ「高等教育の資格の承認に関する世界規約」について

背景

- ユネスコは、1970年代以降、学修経験の承認を他の国においても衡平・公正に取り扱うことの重要性を認識し、高等教育の資格(入学資格、単位、学位を含む)の承認等を促進させることを目的に、**6つの「地域規約」**を採択(いずれも発効済)。
- グローバル化の更なる進展等を受け、地域規約と協調して**相乗効果**を発揮する目的で、2019年第40回ユネスコ総会にて「**高等教育の資格の承認に関する世界規約**」を採択。

世界規約

6つの地域規約と協調して相乗効果を発揮して高等教育の資格の承認のための包摂的な**世界的枠組み**を提供し、高等教育における学生等の世界的な移動を容易にするとともに、**国際協力を促進・強化**。
(20カ国の締結により発効：2022年8月現在16カ国(注)が締結)



(注) ルルウェー、ニカラグア、エストニア、フランス、ルーマニア、チュニジア、クロアチア、パチカン、リトアニア、アルメニア、英国、コートジボワール、キューバ、パレスチナ(※我が国は、国家として承認していない。)、スウェーデン及びスロバキア(寄託順)。

主な内容

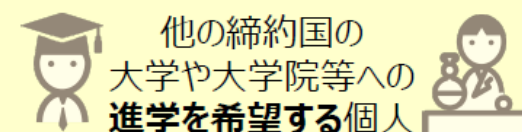
- ◆ 締約国における資格の承認は、透明性のある、公正な、時宜を得た及び無差別なものであるべきである。(第3条)
- ◆ 締約国は、資格等の内容に実質的な相違がない限り、他の締約国が付与した**入学資格や学位等の資格**(オンライン学習等を通じて取得された資格を含む)を承認し、又は評定する。また、単位などの**部分的な修学及び従前の学習**を承認し、又は評定することができる。(第4条～第6条)
- ◆ 各締約国は、公式の「**国内情報センター(注)**」を設立し、及び維持し、自国の高等教育制度等に関する情報へのアクセスを提供する。(第8条)

(注) 日本国内においては、(独)大学改革支援・学位授与機構に設置されている「高等教育資格承認情報センター」が担当予定

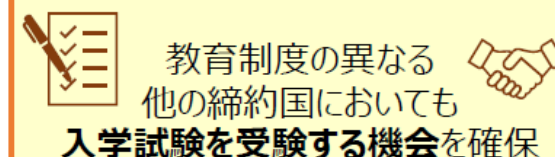
締結の意義

【個人(学生等)のメリット】

高等教育を受ける機会



資格の承認



【我が国のメリット】

- ◆ 世界の各地域から我が国への外国人留学生の受入れに寄与。
- ◆ 世界の各地域への日本人学生の海外留学の送り出しに寄与。
- ◆ 高等教育の国際化に対する**我が国の積極的な姿勢**を内外に示すことができる。

東京規約（高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約）

概要

- ◆ 前身の1983年規約は、職業資格を含む等の問題点があったため、我が国が主導して新たな規約案を審議。
- ◆ 締約国間で高等教育の資格の相互承認等を行うことにより、学生及び学者の移動を容易にし、アジア太平洋地域における高等教育の質を改善する目的で、2011年11月にユネスコの下、東京において本規約を採択。
- ◆ 我が国は2017年12月に締結し、本規約は2018年2月に発効。
- ◆ 2021年10月14日・15日に第3回東京規約締約国会議をオンラインにて日本主催で開催。
- ◆ 締約国会議は第4回（2022年11月、オンライン）、第5回（2023年11月、バンコク）を開催済。

締約国(R5.1月現在)

- 11+1ヶ国
(豪州、中国、NZ、日本、韓国、モンゴル、トルコ、フィジー、ロシア、アフガニスタン、アルメニア、バチカン市国※)

東京規約における高等教育機関の範囲

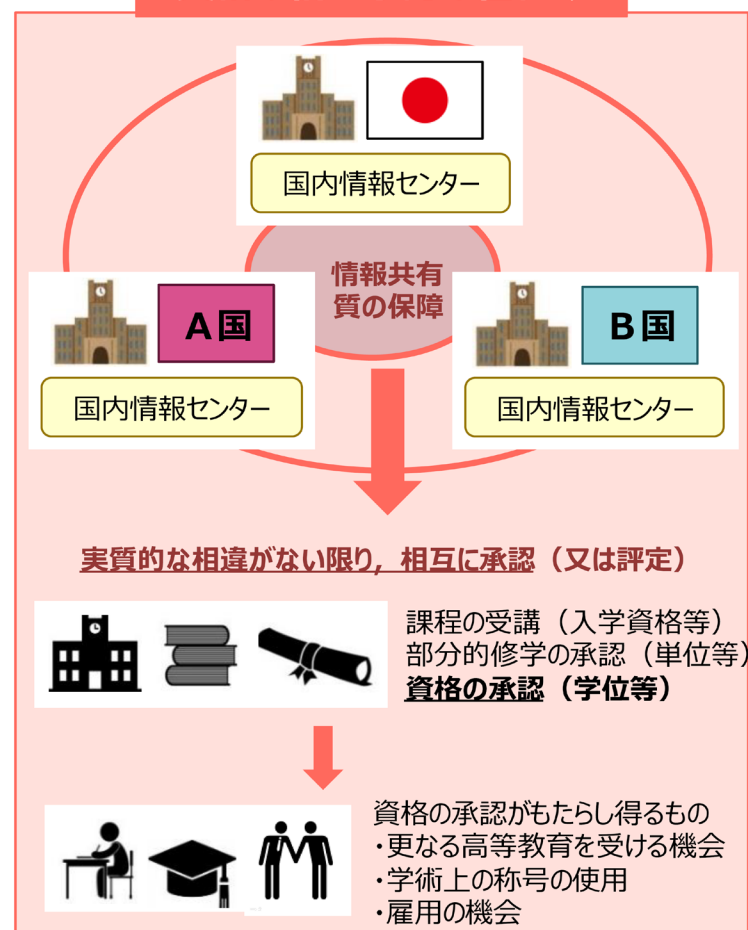
- 大学（含 専門職大学）
- 短期大学（含 専門職短期大学）
- 専門学校（農業大学校を除く）
- 大学院（含 専門職大学院）
- 高等専門学校
- 省庁大学校※

※ 国立看護大学校、職業能力開発総合大学校、水産大学校

主な内容

- 締約国は、資格の評定・承認の手續及び基準が公正かつ差別的でないものであることを確保する。（第3章）
- 締約国は、資格の内容に実質的な相違がない限り、下記①～③について、他の締約国が付与した高等教育の資格（含：オンライン学習等による資格）を承認又は評定する。
 - ① 高等教育課程を受講するための要件（入学資格等）（第4章）
 - ② 部分的な修学（単位等）（第5章）
 - ③ 高等教育の資格（学位等）（第6章）
- 各国は国内情報センターを設立して情報を交換するとともに、自国の高等教育制度に属する各種の高等教育機関の概要等についての情報を提供する（第8章）

資格の相互承認の仕組み



レベル	教育資格	
8	博士	
7	修士	
	修士（専門職）	
	教職修士（専門職）	
	法務博士（専門職）	
	学士（医学、歯学、薬学（臨床目的）、獣医学）	
6	学士 — 以下の認定専攻科における単位修得に基づき NIAD-QE が授与するものを含む（*1） ・短期大学 ・高等専門学校	
	学士（専門職）	高度専門士（*2）
5	短期大学士	準学士
	短期大学士（専門職）	専門士
	専攻科2年制以上修了証書 ・高等学校 ・中等教育学校後期課程 ・特別支援学校高等部	
4	専修学校専門課程1年制修了証書 専攻科1年制修了証書 ・高等学校 ・中等教育学校後期課程 ・特別支援学校高等部	
3	卒業証書 ・高等学校 ・中等教育学校 ・特別支援学校高等部 ・専修学校高等課程	
	高等専門学校3年次修了証書	
	高等学校卒業程度認定試験合格証書	
2	卒業証書 ・中学校 ・義務教育学校 ・特別支援学校中学部	
	中学校卒業程度認定試験合格証書	
1	卒業証書 ・小学校 ・特別支援学校小学部	

（*1）NIAD-QE の行う審査に合格した者のみ学士を得られる

（*2）文部科学大臣認定を受けた課程の修了者は大学院入学資格が得られる

（*3）大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、高等専門学校には認証評価の受審義務がある



評価

専修学校における学校評価・情報公開の状況

区分			実施率・公表率	概要
			平成25年 5月1日現在 → 令和4年 5月1日現在	
情報公開		実施	19.7% → 89.6%	学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報の積極提供
学校評価	自己評価	実施	66.7% → 92.2%	各学校において自らの学校の状況について行う評価
		公表	22.2% → 85.6%	
	学校関係者評価	実施	24.9% → 77.8%	学校関係者による評価 (自己評価の結果を用いて行う)
		公表	8.1% → 76.5%	
	第三者評価	実施	4.8% → 8.9%	学校から独立した第三者が、専門的・客観的視点から行う評価
		公表	2.0% → 8.3%	

全ての専修学校は、学校教育法上、情報公開と自己評価が求められる。

職業実践専門課程においては、学校関係者評価が認定要件とされている（学校教育法施行規則上は努力義務）。

出典：私立高等学校等の実態調査

● 専修学校関係予算



文部科学省

令和9年度 専修学校関係概算要求

() は前年度予算額

専修学校教育の振興に資する取組

123億円 (22億円)

※うち「強く豊かな日本」投資枠101.8億円

【次世代教育プログラムの開発】

一部新規 専修学校による地域産業中核的人材養成事業

9.1億円 (12.9億円)

社会のトレンドに対応した実践的な職業教育の高度化に向け、産業界や行政機関等と連携し、各職業分野における先導的な教育モデルの開発・実証を実施する。

- ・遠隔教育の活用による専修学校教育の高度化モデルの構築
- ・人口減少地域の職業人材を確保するための専修学校振興プログラム

一部拡充 専修学校の国際化推進事業

3.9億円 (2.9億円)

外国人留学生の戦略的な受け入れ・在籍管理から、卒業後の円滑な就職・定着までを見据えた就職先企業との連携に関するモデルを構築するとともに、国際化に向けた体制整備を行う。

【専門学校教育の高度化・実践的人材育成】

新規 専門学校を活用した実践的な職業人材の高度化

101.8億円

※うち「強く豊かな日本」投資枠101.8億円

都道府県が作成する専門学校教育の高度化の方針に基づき、戦略17分野を中心に、専門学校における教育プログラムの開発・実施や教育内容・カリキュラムの高度化等の取組を実施するために必要な経費を国が補助する。

【高等専修学校の振興】

新規 高等専修学校における多様な学びの保障に向けた調査研究事業

3.0億円

特別な配慮を要する生徒の卒業後の進路実現及び職場定着までを見据えた職業教育の機能向上に係る取組を推進し、その教育的効果を広く発信することにより、高等専修学校の認知度の向上を図る。

新規 高等専修学校におけるDX人材養成事業

1.5億円

高等専修学校についても、ICTを活用した理系教育プログラムを開発・実施する学校に対し、必要な環境整備の経費を支援する

【専修学校の質の保証・認知度向上】

☆ 専修学校の質の向上に向けた学校評価等の推進

2.0億円 (1.6億円)

専修学校の質の向上に向けた学校評価等の取組を促進するための支援を行うとともに、専修学校の質の保証・向上に向けた取組を促進するための方策等を検討し、実施する。

新規 専修学校教育の質の向上に向けた教職員研修の推進

1.6億円

法改正により義務化された組織的な教職員研修について、分野別教材の開発、協力校における実証、研修体制構築に向けた伴走支援及び成果の全国展開までを一体的に実施する。

☆ 専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力発信力強化事業

0.4億円 (0.4億円)

専門学校や高等専修学校が担う職業教育等の魅力発信力を強化するため、効果的な情報発信の在り方について検討・検証を実施する。

専修学校の教育体制及び施設整備等に関する取組

9.4億円 (3億円)

☆ 私立学校施設整備費補助金

6.1億円 (1.2億円)

学校施設等の耐震化、アスベスト対策等に係る経費、教育装置、ICT活用等に係る経費のほか、太陽光発電の導入等のエコ改修等の学校環境改善に係る経費を補助。

☆ 私立大学等研究設備整備費等補助金

3.3億円 (1.7億円)

授業を実施する際に必要な情報処理関係設備の整備に係る経費を補助。

その他関係予算

○ 高等学校等就学支援金交付金 (内数)

5,794億円 (5,800億円)

○ 高校生等奨学給付金 (内数)

322億円 (322億円)

○ 高等教育の修学支援の充実 (内数) (こども家庭庁計上)

-円 (7,486億円)

○ 国費外国人留学生制度 (内数)

174億円 (174億円)

(注) 予算額が「-」のものは事項要求。

(注) 四捨五入の関係で、係数は合計と一致しない。

専修学校による地域産業中核的人材養成事業

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

914百万円
1,287百万円)



文部科学省

背景・課題

- ◆ 社会経済構造の変容が進む中、経済社会の一層の発展を期すためには、経済再生の先導役となる産業分野の雇用拡大や人材移動を円滑に進めるとともに、個人の可能性を最大限発揮し、日本再生・地域再生を担う中核的役割を果たす専門人材の養成が必要不可欠。
- ◆ 社会の変化が速く、課題が多様化・複雑化する時代の中、専修学校には社会のトレンドに対応した実践的な職業教育の高度化が求められている。そのため、専修学校と産業界、関係機関等が連携し、先導的な教育手法やプログラムを不断に開発するとともに、その有効性を検証し、全国の専修学校に普及する必要がある。

経済財政運営と改革の基本方針2026（令和8年7月21日閣議決定）

第3章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」

3. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

(2) 公教育の再生、研究活動の活性化

(中略) 各地域の医療・介護・福祉、産業、インフラの維持に不可欠な質の高い人材養成、専門高校・短大等の一貫課程編成、専門学校教育の高度化を進める。

事業概要

専修学校等に委託を行い、産業界、行政機関、関係団体等との連携の下、各職業分野における先導的な教育モデルの開発・実証を行う。併せて、その教育効果や実施上の課題を検証し、その成果をモデルカリキュラム等として整理した上で、全国の専修学校へ普及・展開する。

これからの時代に求められる多面的・重層的な諸課題に対応したプログラムの開発

人口減少地域の職業人材を確保するための専修学校の振興

専修学校において、地域に学びたい内容を維持し、18歳以上も積極的に取り込む等、**人口減少地域の活性化につながる取組モデルを構築**するとともに、クリエイター人材や伝統文化人材の育成等、**我が国として維持発展が必要な分野に係る教育プログラムを開発**。また、専修学校における職業人材養成の実態等について全国的な調査を行うほか、分野横断連絡調整会議において、体系的に各モデルを整理し、普及・定着方策等を提案・実施する。

(モデル:18か所×約24百万円、調査研究:1か所×約21百万円、連絡調整会議:1か所×約28百万円)

遠隔教育の活用による専修学校教育の高度化モデルの構築

専修学校において、AI等のデジタル技術の活用や、大学、他の専修学校、企業等との連携など、**多様な手法を取り入れた専門的・実践的な遠隔教育の高度化モデルを構築**する。特に、**社会人や在職者が地理的・時間的制約を受けることなく学び直しや職業能力の向上に取り組むことが可能となる教育モデルの開発・実証を行う**。また、専修学校等における先進的な遠隔教育の実態調査を行うとともに、各取組の進捗管理及び事業成果の体系的な整理・分析を行い、普及・定着方策等を提案・実施する。

(モデル:16か所×約24百万円、調査研究・連絡調整会議:1か所×約38百万円)

新規

アウトプット(活動目標)

- ・ 人口減少地域の活性化につながる教育モデルの構築
⇒ 18か所
- ・ AI等を活用した専門的・実践的な遠隔教育モデルの構築
- ・ 社会人・在職者向け学習モデルの構築
⇒ 16か所

アウトカム(成果目標)

- ・ 開発した教育モデルの全国展開（教育内容の改善・充実）
- ・ 遠隔教育の高度化による地理的・時間的制約に左右されない学習機会の拡大

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

- ・ 人口減少地域における学習機会の維持
- ・ 在職者のリスキリング・アップスキリング環境の整備
- ・ 社会の変化に対応できる持続可能な職業教育システムの構築

(担当：総合教育政策局生涯学習推進課)

遠隔教育の活用による専修学校教育の高度化モデルの構築推進事業

「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」のメニューとして実施

令和9年度要求・要望額

420百万円



背景・課題

- 人口減少や産業構造の変化を背景として、医療・福祉等の地域インフラや地域産業を支える専門人材の確保・育成課題となっている。中小企業等においては、人材育成の重要性が高まる一方、人手不足等により従業員の長期派遣が難しいとの指摘もあり、在職したまま職業能力の向上に取り組める環境の整備が求められている。
- このため、専修学校においては、社会人や在職者が地理的・時間的制約を受けずに質の高い専門教育を受講できるよう、遠隔教育の更なる充実が必要である。一方、遠隔教育については、教育内容や指導方法、学習支援の在り方など、教育の質の向上が課題となっている。
- 近年、生成AIをはじめとするデジタル技術が急速に発展している。こうした技術の活用に加え、大学、他の専修学校、企業等有する教育資源や専門的知見を遠隔教育を通じて共有・活用することで、地域に関わらず質の高い専門教育の提供するための新たな教育モデルの構築が期待されている。

経済財政運営と改革の基本方針2026（令和8年7月21日閣議決定）

第3章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」

3. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

（2）公教育の再生、研究活動の活性化

（中略）各地域の医療・介護・福祉、産業、インフラの維持に不可欠な質の高い人材養成、専門高校・短大等の一貫課程編成、専門学校教育の高度化を進める。

事業内容

①遠隔教育の活用による専修学校教育の高度化モデルの構築

16か所 × 2,400万円

地域産業を支える専門人材の安定的な育成を図るため、専修学校において、AI等のデジタル技術の活用や、大学、他の専修学校、企業等との連携により、専門的・実践的な遠隔教育の高度化モデルを構築する。特に、社会人や在職者が地理的・時間的制約を受けることなく学び直しや職業能力の向上に取り組める教育環境の整備に向け、先導的な教育モデルの開発・実証を行う。

<取組例>

工業分野：自動車整備士の養成校において、AIを活用した実習前学習により、整備手順や安全上の留意事項を遠隔で学習するとともに、実習後にはAIによる理解度確認や振り返りを行うことで、対面実習の教育効果を高めるモデルを構築する。

介護分野：介護福祉士の養成校において、大学や他地域の介護施設等有する専門的知見や実践事例を遠隔で共有し、認知症ケアや医療的ケア等に関する講義・演習を実施することで、教育内容の高度化に資するモデルを構築する。

②分野別連絡調整会議及び専修学校等における遠隔教育の実態調査の実施

1か所 × 3,800万円

専修学校等における先進的な遠隔教育の実態調査を実施するとともに、各取組の進捗管理及び事業成果の体系的な整理・分析を行う。また、遠隔教育モデルの有効性や導入上の課題を検証し、全国の専修学校への普及・定着方策等を提案・実施する。

<調査項目例>

- ・遠隔教育における生成AI等のデジタル技術の活用状況、教育効果及び導入上の課題
- ・大学、企業、他の専修学校等との連携による遠隔教育の実施状況や効果的な連携手法
- ・社会人・在職者の職業能力の向上における遠隔授業の活用状況及びその効果の検証

アウトプット（活動目標）

遠隔教育の活用による専門学校教育の高度化モデルの開発
（AI等を活用した遠隔教育モデル、社会人・在職者向け学習モデル） ⇒ 16か所

アウトカム（成果目標）

- ・開発した教育モデルの全国展開（教育内容の改善・充実）
- ・遠隔教育の高度化による地理的・時間的制約に左右されない学習機会の拡大

インパクト（国民・社会への影響）、目指すべき姿

- ・人口減少地域における学習機会の維持
- ・在職者のリスキリング・アップスキリング環境の整備
- ・社会の変化に対応できる持続可能な職業教育システムの構築

担当：総合教育政策局生涯学習推進課

専修学校の国際化推進事業

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

395百万円
290百万円)



文部科学省

現状・課題

未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ

(R5.4.27) (抄)

外国人留学生の戦略的な受入れを進めるためには、留学生が留学までの情報収集や日本語学習などで苦労していることが課題となっている。また、外国で留学を志す者が日本への留学を決断するためには、留学することが日本での定着や活躍にどの程度つながるのかなど、卒業後についての予見可能性を高める必要がある。

○外国人留学生の大幅増に伴う在籍管理等の徹底

・専門学校においては令和6年度に比べ大幅に増加（R6：76,402名→R7：106,829名）（JASSO調べ）
・「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」において、専修学校に対しても、外国人留学生の適切な受入れ及び学業成績や資格外活動の状況等の的確な把握や適切な指導等の在籍管理の徹底を求めることとされた。

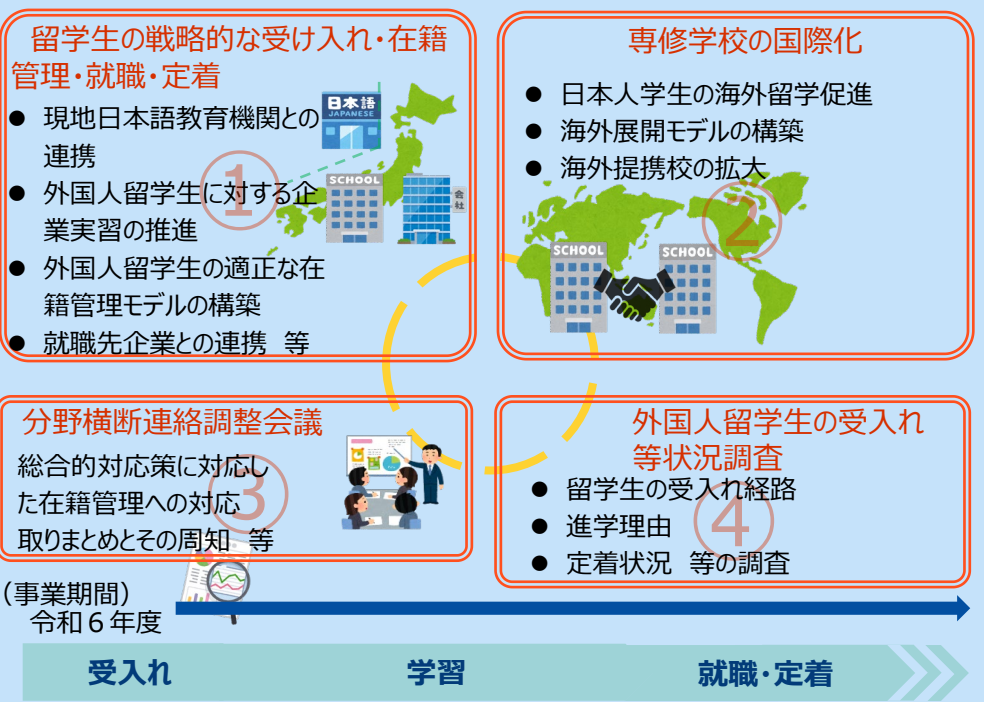
○留学生の戦略的な受け入れ・在籍管理・就職・定着

介護福祉士や自動車整備士等のエッセンシャルワーカー人材が不足する中、外国人材への需要が高まっており、専修学校において外国人留学生の戦略的な受け入れから、丁寧な指導・在籍管理、卒業後の国内就職・定着までを一体的に支援する取組が求められている。

○就職・定着に関する実態把握が不十分

留学生の受入れ経路、進学理由、就職先、定着状況等について継続的な分析が重要。

事業内容



①外国人留学生の戦略的な受入れ・適正な在籍管理、円滑な就職及び定着に向けた体制整備

● 専修学校において外国人留学生の戦略的な受け入れ・在籍管理から、卒業後の円滑な就職・定着までを見据えた就職先企業との連携に関するモデルを構築する。

(想定される事業内容)

- ・現地日本語教育機関との連携（受け入れ体制整備等）
- ・外国人留学生に対する企業実習の推進（実習先の開拓、日本語支援等）
- ・外国人留学生の適正な在籍管理の推進（出欠・学習状況及び生活状況の一体的な把握・改善指導等）等

※特定技能等、人材が不足する業種のうち、専門学校で対応できると見込まれる分野（介護、宿泊業、自動車整備業、農業、外食業、IT業、小売業等）

● 件数・単価：9か所×約32百万円

拡充

②専修学校の国際化に向けた体制整備

● 海外提携校の拡大や日本人学生の海外留学促進等専修学校の国際化に向けた取組を実施する。

● 件数・単価：2か所×約18百万円

③分野横断連絡調整会議の実施

拡充

● 各取組の進捗管理及び連絡調整を行い、事業成果を体系的にとりまとめるとともに普及・定着方策等を提案、実施する。

● 件数・単価：1か所×約31百万円

④外国人留学生の受入れ等状況調査

拡充

● 専修学校における留学生の受入れ経路、進学理由、就職先、定着状況等を調査・分析し、結果を各取組に反映させる。

● 件数・単価：1か所×約36百万円

アウトプット（活動目標）

留学生の受入れから定着までをトータルパッケージにしたモデルの構築
⇒ 9か所

在籍管理等の徹底のためのモデルの構築 ⇒ 9か所

専修学校の国際化を促進するための体制整備 ⇒ 2か所

総合的対応策に対応した在籍管理への対応・周知の充実

アウトカム（成果目標）

外国人留学生の戦略的な受入れ及び在籍管理の徹底

卒業後の外国人留学生の国内就職・定着の促進

専修学校における国際交流・国際化の推進

インパクト（国民・社会への影響）

人材不足分野を支える実践的職業人材（外国人）の定着

我が国の経済社会の活性化

外国人との秩序ある共生社会の実現

専門学校を活用した実践的な職業人材の高度化

令和9年度要求・要望額 10,178百万円
うち「強く豊かな日本」投資枠 10,178百万円
(新規)



背景・課題

我が国は既に人手不足の状況にあり、今後も労働力人口の減少が見込まれている。このため、AIやデジタル技術等を活用し、従来より少ない人数でも生産性を維持できる人材育成が不可欠。地域に必要な不可欠であっても需要規模が小さい職種（例：歯科技工士、助産師等）などは、教育機関や事業者による人材供給の維持が困難となる場合があるほか、人口減少や若年層流出により人材需要を満たすことができないケースも生じている。

また、「量子・航空・宇宙、コンテンツ、創薬などの17の戦略分野については、**大胆な投資促進**、国際展開支援、**人材育成**、研究開発、産学連携、国際標準化、防衛調達を含む官公庁による調達、規制・制度改革といった、**供給及び需要の両面にアプローチする多角的な観点からの総合支援策を講じ**」ることとしている。【第221回国会における高市内閣総理大臣施政方針演説（令和8年2月20日）】。

このため、各地域（都道府県単位）が将来の産業構造や地域ニーズを見据え、将来にわたり質の高い職業人材を継続的かつ安定的に育成できるよう、これを地域任せにせず、国として全国的な視点から専門学校教育の高度化を推進することが必要である。

事業内容

地域構想推進プラットフォーム等による地域の人材需要の分析も踏まえ、都道府県が作成する専門学校教育の高度化の方針に基づき、戦略17分野を中心に、専門学校における教育プログラムの開発・実施や教育内容・カリキュラムの高度化等の取組を実施するために必要な経費を国が補助する。

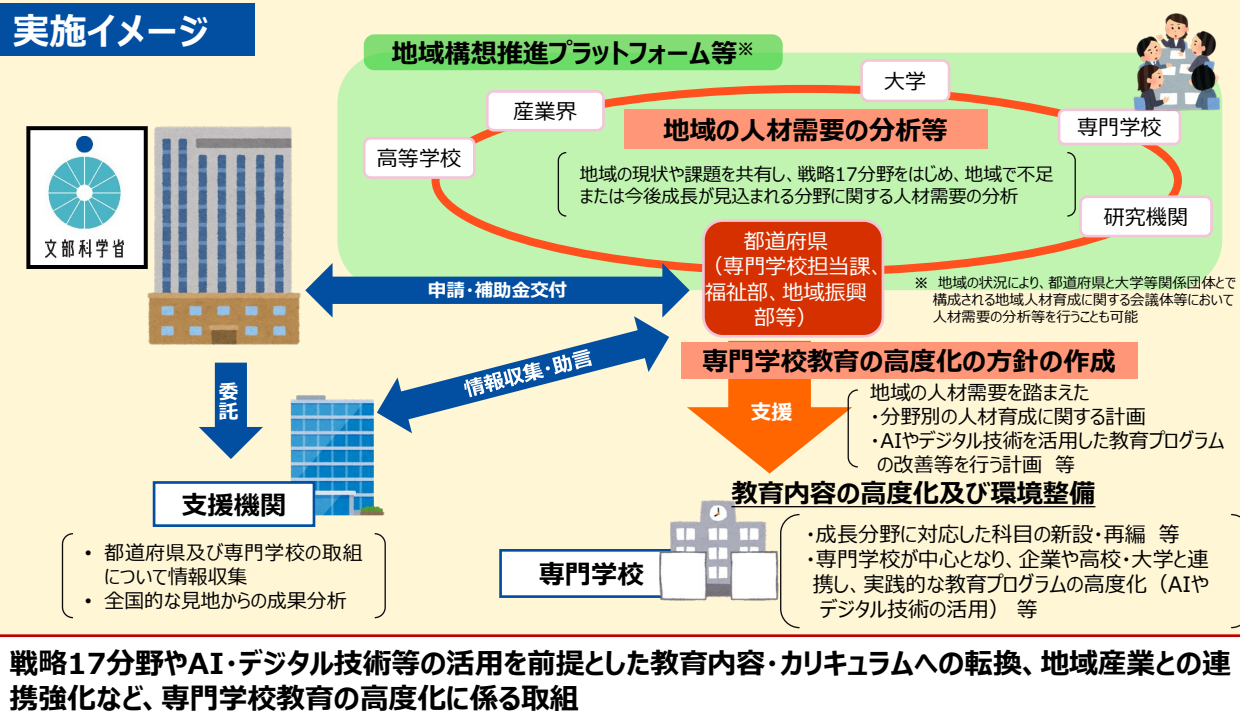
(想定される取組)

- 17の戦略分野等を支える人材育成に向けた取組
- 専門高校等との接続を意識した専門学校のカリキュラム改革
- AIやデジタル技術の活用を前提とした学科・カリキュラムの転換・高度化

(補助率・単価等)

- 補助率：定額
 - 件数・単価：47箇所×約2億円（予定）
※ 5年間の継続支援を予定
 - 補助対象経費：
 - ・都道府県における専門学校教育高度化の方針を作成するための経費
 - ・都道府県から専門学校への支援経費のうち、外部人材への人件費、教育プログラム・カリキュラムの高度化に必要な設備経費等
- ※ 都道府県への補助のほか、各都道府県の取組の情報収集及び成果分析のための取組を実施

実施イメージ



アウトプット (活動目標)

- ◆ 関係機関による連携体制の構築
- ◆ 専門学校教育の高度化の方針に基づくプログラムの開発・実施

アウトカム (成果目標)

- ◆ 戦略17分野及びエッセンシャル分野における人材育成プログラムの改善数/修了者数 (輩出数) の増加
- ◆ 地元就職率の向上

インパクト (国民・社会への影響)

- ◆ 地域における人材供給体制の維持・強化による持続的な地域経済・生活基盤の確保
(担当：総合教育政策局生涯学習推進課)

高等専修学校における多様な学びの保障に向けた調査研究事業

令和9年度要求・要望額

296百万円
(新規)



現状・課題

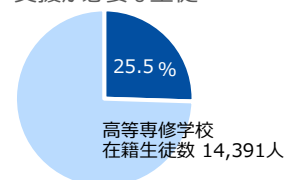
①多様な学びを保障する高等専修学校

- 高等専修学校について
 - ・3年制 … 約55%（うちおよそ9割が大学入学資格付与校）
 - ・1～2年制 … 約45%（大部分が准看護、理美容、調理）
- 卒業後は、就労44.9%、専門学校進学31.5%、大学進学 10.3%等
⇒後期中等教育における職業教育機関として、産業界との連携促進が必要。

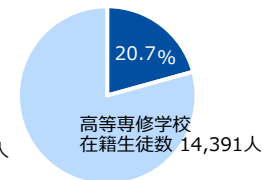
②誰一人取り残さないための学校種

高等専修学校の在学者のうち、不登校経験のある生徒や発達障害など特別の配慮が必要な生徒が2割程度在籍しており、その特性に配慮した取組や自己有用観の醸成やキャリア形成支援が求められる。

支援が必要な生徒



不登校経験の生徒



事業内容

①高等専修学校の職業教育機能強化によるキャリア形成に関する調査研究

- 不登校経験や発達障害等により特別な配慮を要する生徒に対し、関係機関との連携による職業教育を通じた自己有用観の醸成やキャリア形成支援を行うことを通じ、卒業後の円滑な就職や進学につなげるためのモデルを構築するとともに、取組による生徒への効果の把握・分析を実施する。

●件数・単価：12箇所 × 約18百万円

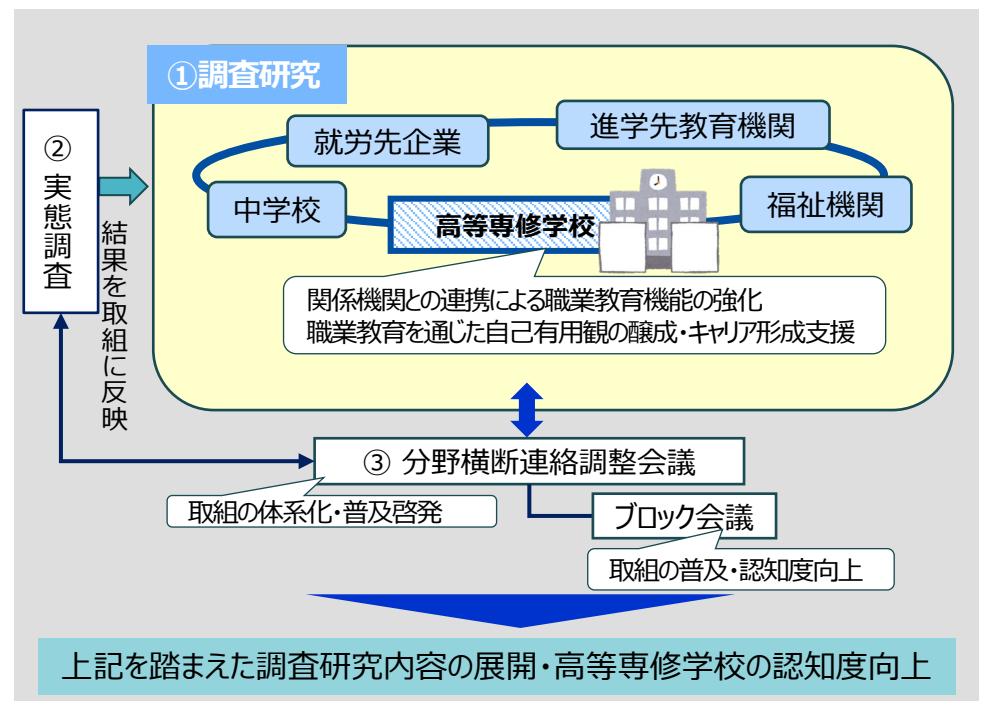
②高等専修学校における教育実態調査

- 高等専修学校における発達障害や不登校経験等の特別な配慮が必要な生徒の実態や、高等専修学校の認知度等を把握するため、全国的な調査・分析を実施し、上記の取組に反映させる。

●件数・単価：1箇所 × 約20百万円

③分野横断連絡調整会議

- 各取組の進捗管理及び連絡調整を行い、事業成果を体系的にとりまとめるとともに普及・定着方法を検討、展開する。
 - 上記①を含めた高等専修学校における多様な取組を周知し、認知度の向上を図るため、全国各ブロックにおいてブロック会議を実施する。
- 件数・単価：1箇所 × 約58百万円



アウトプット（活動目標）

- ◆プログラムやモデルカリキュラム等の開発
⇒ 6分野

アウトカム（成果目標）

- ◆取組校において、特別な配慮を要する生徒のうち、希望する進路（就職又は進学）を実現した者の割合

インパクト（国民・社会への影響）

ノウハウの普及による高等専修学校の職業教育機能の向上、社会的認知度の向上

高等専修学校におけるDX人材育成事業

令和9年度要求・要望額

150百万円
(新規)



現状・課題

成長分野を支える人材育成の強化

- 「経済財政運営と改革の基本方針2026」において、A I の社会実装が目前に迫る中、児童生徒の発達段階に応じたA I 活用の指導を後押しし、不確実で変化の速い社会を生き抜ける人材を育てることが求められている。
⇒ 基盤となる**環境整備や実証研究等を進めることが必要**である。
- 専門学校として、特にIT人材その他理系人材の不足等に対応していくため、学科の「理系転換」等の再編を推進。
⇒ 高等教育段階の理系転換の流れを踏まえ、高等学校のみならず**高等専修学校においてもデジタル等成長分野を支える人材育成の強化が必要**。

事業内容

大学教育段階においてデジタル・理数分野への学部転換の取組が進む中、高等専修学校についても、ICTを活用した理系教育プログラムを開発・実施する学校に対し、必要な環境整備の経費を支援する。

支援対象

公立・私立の高等専修学校
※私立にあつては、高等課程を設置する（準）学校法人立の専修学校に限る。

補助上限

運用支援 2,000千円／校（25校程度）
環境整備支援 10,000千円／校（10校程度）

補助率

定額補助

○支援対象例

情報・数学等を重視したカリキュラムの開発・実施に必要な費用（ICT機器設備（ハイスペックPC、VR機器等）、その他教育設備整備、専門人材派遣等業務委託費 等）

経済財政運営と改革の基本方針2026（令和8年7月21日閣議決定）

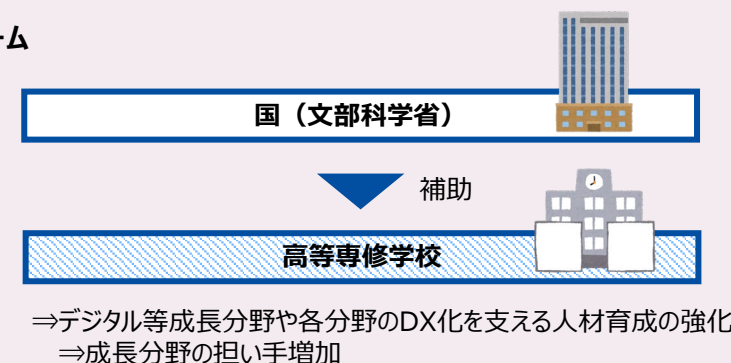
第3章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」

3. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

（2）公教育の再生、研究活動の活性化

・A I の社会実装が目前に迫る中、児童生徒の発達段階に応じたA I 活用の指導を後押しし、不確実で変化の速い社会を生き抜ける人材を育てる。学校向けA I 指針を速やかに改定する。国策としてG I G Aスクール構想を推進し、安全かつ主体的なA I 活用に向けた環境整備や実証研究等を進め、先進事例の創出・横展開を図る。

事業スキーム



アウトプット（活動目標）

- ◆ DX人材育成のための取組を支援。
⇒ 35校程度
- ◆ 同校におけるDX人材育成機能強化。

短期アウトカム（成果目標）

先行する取組を参考に、全国の高等専修学校が自らの教育カリキュラムを改編・充実。

長期アウトカム（成果目標）

デジタル等成長分野で不足するDX人材の増。

専修学校の質の向上に向けた学校評価等の推進

令和9年度要求・要望額 203百万円（158百万円）



背景・課題

- 専修学校では、社会の変化に即応した実践的な職業教育機関として、医療・福祉、工業等をはじめとして、職業に直結する様々な分野において、社会基盤を支えるために必要な人材を輩出してきた。
- 専修学校の質の向上に向けた取組を推進するため、教職員の資質向上や職業実践専門課程の充実、職業教育マネジメントの強化等の様々な施策を行ってきたが、急速な少子化が進行し、労働力人口が減少していくことが見込まれる中、**専修学校は変化に対応し、社会・産業ニーズを踏まえた職業教育の在り方や人材の養成などを実現することが求められている。**
- また、昨年の学校教育法の一部を改正する法律等により、**専門学校における大学と同等の項目での自己点検評価の義務化や外部の識見を有するものによる評価（第三者評価）の努力義務化が規定**され、大学院入学資格の指定課程等では第三者評価が義務付けられた。令和8年度より法令及び「**専修学校における学校評価ガイドライン（令和7年6月）**」に基づき、新たな自己点検評価や第三者評価が実施されることとなるが、これまで第三者評価はほとんど実施されていない中、質の高い学校評価を実施できるよう支援を行うことが求められている。また、質の保証・向上のため、教職員に対する学校運営や教育に関する研修・研究についても義務化されたところ。

事業内容

学校教育法の一部を改正する法律等を踏まえ、専修学校の質の向上に向けた学校評価等の取組を促進するための支援を行うとともに、専修学校の質の保証・向上に向けた取組を促進するための方策等を検討し、実施する。

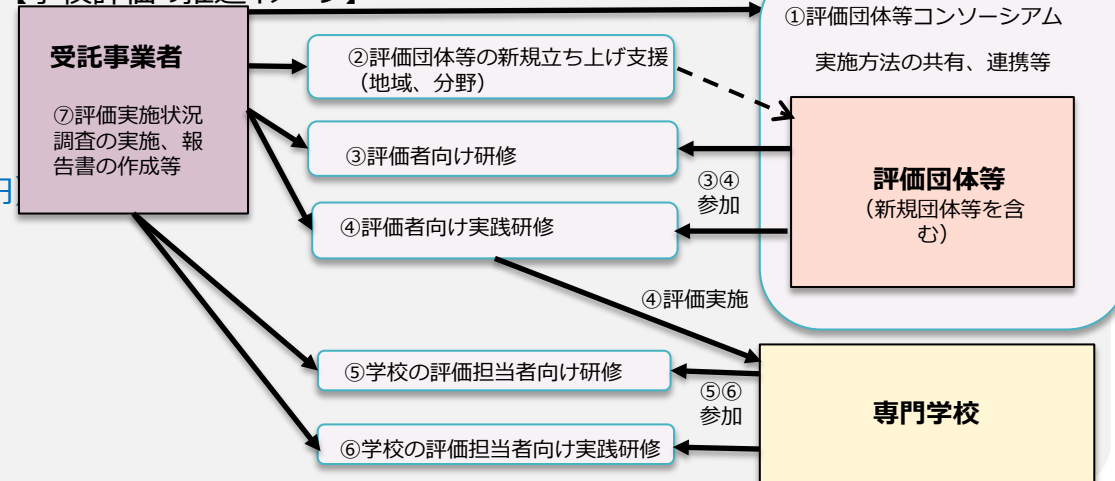
①学校評価等の推進

- 学校評価の推進（委託：1箇所×157百万円）
 - ・評価組織等の拡充支援、評価者育成に向けた研修等を実施
 - ・学校評価担当者向け研修の実施
- 専修学校の質の向上に関する実態把握等の推進（委託：2箇所×18百万円）
 - 取組1：職業教育のマネジメント強化及び質保証・向上のための実態調査等
 - 取組2：教職員の資質能力向上の推進

②調査研究協力者会議等の実施

- 専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議
- 都道府県等との研究協議

【学校評価の推進イメージ】



アウトプット（活動目標）

- ・学校評価モデル数
- ・教職員向け研修プログラム数

アウトカム（成果目標）

- ・第三者評価の実施学校数
- ・開発された研修プログラム等の活用状況（教職員向け研修の改善等）

インパクト（国民・社会への影響）

PDCAサイクルの改善等による**専修学校における教育・運営の質の向上**

専修学校教育の質の向上に向けた教職員研修の推進

令和9年度要求・要望額 164百万円（新規）

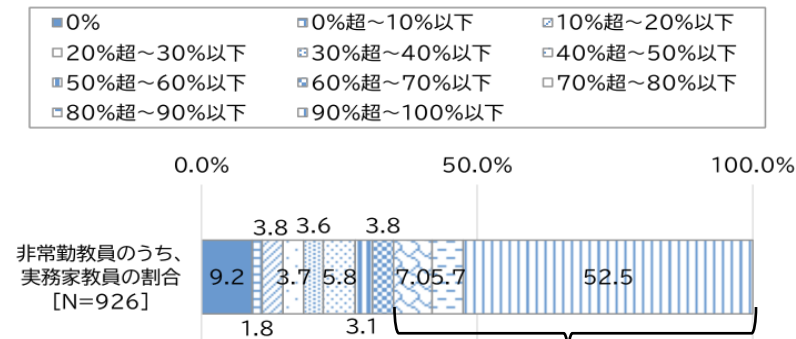


文部科学省

<現状・課題>

- 令和8年度施行の学校教育法等の改正により、専門学校において教職員の資質・能力向上に向けた研修及び授業改善のための組織的な研修・研究が義務付けられた。
- しかし、多くの専門学校では教職員向け研修は実施しているものの、制度改正を踏まえた組織的な研修体制の整備に目途が立つ学校は約4割にとどまる。
- また、専門学校では職業教育を重視していることから実務家教員が多く、非常勤教員として配置されることも多いが、非常勤教員に対する組織的な研修・能力開発支援は十分でなく、能力開発支援に取り組む専門学校は約30%にとどまる。
- さらに、高等専門学校を含む小規模な専門学校では、研修教材や組織的な研修体制の整備が十分でなく、AI・デジタル技術の活用や合理的配慮など、高度化・多様化する教育課題に対応する研修機会の確保が困難となっている。
- このため、法改正により義務化された組織的な教職員研修について、分野別教材の開発、協力校における実証、研修体制構築に向けた伴走支援及び成果の全国展開までを一体的に実施する。

<非常勤教員のうち、実務家教員の割合>



非常勤教員のうち実務家教員が70%以上と回答した専門学校が約7割
出典：令和4年度職業実践専門課程等の質保証・向上のための調査研究報告書

事業内容

○教職員研修の推進（8分野×約20百万円）

各分野の教員等で構成された教職員研修推進委員会が以下の事業を実施。

①専修学校における研修教材の作成

専修学校における教職員研修の実態や研修ニーズ等を踏まえ、AI・デジタル技術の活用や合理的配慮などの高度化・多様化する教育課題に対応した専修学校教職員向けの研修教材を開発し、その有効性を協力校において実証する。

専修学校は8分野にわたり多様な実践的職業教育を担っており、分野ごとに教育内容や求められる指導手法が異なることから、分野別に研修教材を開発する。

※想定される研修教材の内容

（教育内容の高度化に関するもの）

- ・PBLなど職業教育におけるアクティブラーニング型授業実施手法
- ・AI・デジタル技術を活用した教育手法

（現代的な教育課題等に関するもの）

- ・合理的な配慮を踏まえた学生・生徒への対応
- ・発達障害等特別な支援を要する学生・生徒への支援 など

②研修教材の利活用及び研修の実施状況調査

①で作成した研修教材の協力校における利活用状況を分析するとともに、全国の専修学校における教職員研修の実施状況等を調査・分析し、その結果をもとに、各協力校における研修教材や研修内容の改善・充実を図る。

③専修学校における教職員研修の質向上に向けた伴走支援・成果発信

組織的な教職員研修の充実に向け、協力校ごとの研修体制や課題を踏まえた個別の助言・改善支援等を実施するとともに、その成果を検証し、全国の専修学校に発信する。

アウトプット（活動目標）

分野別研修教材の開発
協力校における実証を通じた教職員研修モデルの構築

アウトカム（成果目標）

教職員研修の充実を通じた教育内容・授業手法の改善
専修学校教育の質の向上

インパクト（国民・社会への影響）

社会の変化に対応できる職業教育の実現
地域社会・産業を支える職業人材の育成

専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力 発信力強化事業

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

37百万円
37百万円)



現状・課題

- 我が国では「学問の教育より職業技能の教育が一段低く見られ、大学（特に選抜制の高い大学）に進学すること自体を評価する社会的風潮がある」ともいわれており、アカデミックな教育を受けることに意欲・適性を持った者ばかりでなく、職業技能教育に適性を有する者等が、いわゆる「高学歴志向」・「大学志向」の流れに沿って、大学進学をしている場合もある。
- ⇒ 大学入学後に、十分な目的意識や意欲を持って学修に取り組めないなどのミスマッチを抱える者も少なくなく、大学でも職業意識や職業的自立に必要な能力を十分身に付けられないまま卒業して、職業・社会とのミスマッチが生じているとの指摘もある。

振興方向性

- ・「**質保証・向上**」は専修学校教育振興策の重要な柱であり、重点ターゲットの一つとして「**魅力発信**」(専修学校に係る積極的な情報発信)を位置付け
- ・専修学校が、地域の理解・評価を得ながら、地域における質の高い職業教育機関として教育活動を展開していくためには、地方創生の観点から、地方の教育機関とともに、地域の企業等の産業界や所轄庁である地域の行政機関との連携を進めていくことも重要であり、職場体験の実践や出前授業も含め、高等学校等における職業教育や進路指導全体の中で生かされる授業案や実施マニュアルを提示することも重要

取組概要

社会のニーズに応える効果的な情報発信の推進

- 専門学校や高等専修学校が担う実践的な職業教育に関する理解を促進するため、中学校や高等学校、企業等、各ステークホルダーを意識した、効果的な情報集約・情報発信等の在り方・手法について検討・検証を行い、専修学校教育の認知度向上に係る取組を実施する。
- 件数・単価：1箇所×36百万円



○情報発信モデルの形成

- ・各ステークホルダー別の効果的な情報集約・情報発信の在り方
- ・有効な広報ツールフォーマットの整理
- ・専修学校教育の認知度向上

○情報発信モデルの活用

各専修学校及び各団体において、開発したモデルを参考に各ステークホルダーに対して効果的な情報発信を実施

インパクト（国民・社会への影響）

専門学校や高等専修学校が担う職業教育の発信力を強化することで、職業教育への理解を促進し、**職業接続も含めた幅広い視野からの進路選択を実現**

専修学校の教育基盤の整備

令和9年度要求額	:	9億円
令和8年度予算額	:	3億円
令和7年度補正予算額	:	2億円

◆ 教育基盤(施設・設備)の整備

情報処理関係設備 <私立大学等研究設備整備費等補助金>

- 情報処理教育に必要な電子計算機、その他の情報処理関係設備の整備
 - ・ 補助率 : 専門課程等、高等課程とも 1 / 2
 - ・ 補助対象事業費の下限額(上限額) :
 - 専門課程等 500万円(3000万円)
 - 高等課程 500万円(3000万円)

情報通信ネットワーク装置の整備

<私立学校施設整備費補助金>

- 学内LANの構築に要する光ケーブル等の敷設工事
 - ・ 補助率 : 専門課程等 1 / 2 高等課程 1 / 3
 - ・ 補助対象事業費の下限額 :
 - 専門課程等 500万円(5000万円)
 - 高等課程 250万円(5000万円)

教育装置の整備 <私立学校施設整備費補助金>

- 教育に必要な機械、器具、その他設備などの整備(※ 施設工事を伴うものに限る。)
 - ・ 補助率 : 専門課程等 1 / 2 高等課程 1 / 3
 - ・ 補助対象事業費の下限額(上限額) :
 - 専門課程等 2000万円(5000万円)
 - 高等課程 400万円(5000万円)

施設環境改善整備事業 <私立学校施設整備費補助金>

- 熱中症の予防など衛生環境の改善のために行う空調設備等の整備
 - ・ 補助率 : 専門課程等 1 / 2 高等課程 1 / 3
 - ・ 補助対象事業費の下限額 :
 - 専門課程等 200万円(5000万円)
 - 高等課程 200万円(5000万円)

※専門課程等には専攻科(適格専攻科を含む)を含む。
※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

◆ 施設等の耐震化等の推進

学校施設の耐震化工事 <私立学校施設整備費補助金>

- 危険建物（Is値0.7未満）の防災機能強化のための耐震補強工事
 - ・ 補助率：専門課程等 1／2
高等課程 1／3（Is値0.3未満等は1／2）
 - ・ 補助対象事業費の下限額：

専門課程等	400万円	耐震診断のみ実施する場合、下限額制限なし
高等課程	400万円	

バリアフリー化工事 <私立学校施設整備費補助金>

- スロープやエレベータの設置など、身体障害者等が利用できる施設環境の整備
 - ・ 補助率：専門課程等 1／2 高等課程 1／3
 - ・ 補助対象事業費の下限額：

専門課程等	300万円
高等課程	300万円

アスベスト対策工事 <私立学校施設整備費補助金>

- 吹き付けアスベストやアスベストを含む保温材、断熱材等の除去等によるアスベスト対策
 - ・ 補助率：専門課程等 1／3 高等課程 2／9
 - ・ 補助対象事業費の下限額：

専門課程等	制限なし
高等課程	制限なし

非構造部材の耐震対策工事

防災機能強化事業 <私立学校施設整備費補助金>

- 天井材、照明器具、内・外壁材、書架等の非構造部材の耐震対策
- 備蓄倉庫、自家発電設備の整備等
 - ・ 補助率：専門課程等 1／2
高等課程 1／3 { 耐震化工事と合わせて行う場合、Is値0.3未満等は1／2 }
 - ・ 補助対象事業費の下限額：

<耐震化工事と合わせて行う場合>※ 耐震化工事費を含めた下限額	
専門課程等	400万円
高等課程	400万円
<非構造部材の耐震対策工事（※ 100㎡以上の空間に限る。） 備蓄倉庫のみの整備を行う場合>	
専門課程等	150万円以上
高等課程	制限なし
<自家発電設備のみの整備を行う場合>※ 避難所指定の学校に限る。	
専門課程等、高等課程とも 200万円以上500万円以下	

【学校施設の耐震化等工事のための利子助成制度】

- 学校法人、準学校法人立の専修学校、各種学校が、日本私立学校振興・共済事業団から融資を受けて耐震改修事業等を行う際に（※）、法人の支払利息の一部を国が補助することにより、法人の実質負担金利が一般施設費の△0.5%となるよう、利子助成を実施（助成期間は20年間を予定）。
- ※ 日本私立学校振興・共済事業団から融資を受けるためには、専修学校であれば、授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められていることなど、いくつかの要件が設定されている。

● その他

専修学校の各種認定制度について①

①大学・大学院入学資格〔文部科学大臣認定〕

以下の要件を満たし、認定を受けた課程を修了した場合、大学・大学院入学資格を得ることができる。

大学入学資格付与の要件

- 〈1〉修業年限が3年以上
- 〈2〉全課程の修了に必要な総単位数が**74単位以上**

【学校教育法施行規則第150条第1項第3号】

大学院入学資格付与の要件

- 〈1〉修業年限が4年以上
- 〈2〉全課程の修了に必要な総単位数が**124単位以上**
- 〈3〉体系的に教育課程が編成されている
- 〈4〉試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程の修了の認定を行っている
- 〈5〉**第三者評価を行い、その結果を公表していること。**

【学校教育法施行規則第155条第1項第5号】

（参考）大学編入学

以下の要件を満たす課程を修了した場合、大学へ編入学することができる。

大学編入学の要件

1. 修業年限が2年以上
2. 総単位数が62単位以上の要件を満たす課程を修了

【学校教育法132条】

* 所得税（国税）、住民税（地方税）の税額控除（減額）を受けられる。

勤労学生控除により

②勤労学生控除〔文部科学大臣認定〕

以下の要件を満たし、認定を受けた課程に在籍する生徒は、勤労学生控除を受けることができる。

専修学校の高等課程の要件

- 〈1〉職業に必要な技術の教授をすること
- 〈2〉修業年限が1年以上
- 〈3〉1年の授業時数が800時間以上（夜間等は450時間以上、総授業時数が800時間以上）
- 〈4〉授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、終期が明確に定められていること

【所得税法施行令第11条の3第2項】

専修学校の専門課程の要件

- 〈1〉職業に必要な技術の教授をすること
- 〈2〉修業年限が1年以上
- 〈3〉修業期間を通ずる単位数をその修業期間の年数相当する数で除して計算した単位数が**31単位以上**
- 〈4〉授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、終期が明確に定められていること

【所得税法施行令第11条の3第2項】

専修学校の専攻科の要件

- 〈1〉職業に必要な技術の教授をすること
- 〈2〉修業年限が1年以上
- 〈4〉授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、終期が明確に定められていること

【所得税法施行令第11条の3第2項】

専修学校の一般課程、各種学校

- 〈1〉職業に必要な技術の教授をすること
- 〈2〉修業年限が2年以上
- 〈3〉1年の授業時数が680時間以上
- 〈4〉授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、終期が明確に定められていること

【所得税法施行令第11条の3第2項】

【個人立等の場合は、以下も満たす必要あり】

- 〈1〉生徒の数が20人以上（見込み含む）
- 〈2〉職業・実生活に必要な能力の育成、教養の向上を図るにふさわしい授業科目の開設
- 〈3〉教員の数が適切であること（3人以上）

【所得税法施行令第11条の3第1項第2号】

専修学校の各種認定制度について②

③職業実践専門課程【文部科学大臣認定】

以下の要件を満たし、認定を受けた課程を修了した場合、職業実践専門課程を修了したと称することができる。

「職業実践専門課程」の要件

- 〈1〉 特定専門課程又は大学院入学資格を付与された**専攻科**であること。
- 〈2〉 専攻分野に関する企業等と連携し、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。
- 〈3〉 企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習の授業を行っていること。
- 〈4〉 企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。
- 〈5〉 **第三者評価を行い、その結果を公表していること。**

※ただし、当面の間は学校関係者評価の実施でも要件をみたすこととする。

- 〈6〉 企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。

【平成25年文部科学省告示第133号】

認定により

【学校】

- ・企業等と連携して教育課程の編成や実習等を行うことで、業界ニーズの把握や、養成する人材像を明確化でき、より実践的な職業教育を行うことができる。
- ・学校関係者による学校評価により、教育活動や学校運営の改善点が明確になる
- ・「職業実践専門課程」という枠組みを通じ、教員や高校生、保護者等に対して、学校の強みを積極的にアピールできる。

【企業】

- ・派遣社員のスキルアップやモチベーション向上。
- ・生徒の感性や発想を商品開発や現場の改善に活かすことができる。

【生徒】

- ・企業等のニーズを反映したカリキュラムを学べる。
- ・実習等により現場の生の声を聞き、具体的に働くイメージが持てる。
- ・教育訓練給付金を受けることができる。（社会人）

④キャリア形成促進プログラム【文部科学大臣認定】

以下の要件を満たし、認定を受けた課程を修了した場合、キャリア形成促進プログラムを修了したと称することができる。

「キャリア形成促進プログラム」の要件

- 〈1〉 専修学校の専門課程若しくは**専攻科**又は特別の課程であること（以下「課程等」という。）。
- 〈2〉 課程等の修了に必要な授業等を行う期間が2年未満であること。
- 〈3〉 対象とする職業の種類及び身に付けることのできる能力を具体的かつ明確に定め、公表していること。
- 〈4〉 対象とする職業に応じ、〈3〉の能力を身に付けるのに必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得させる教育課程等であること。
- 〈5〉 対象とする職業に関する企業等と連携し、授業科目の開設その他の教育課程等の編成を行っていること。
- 〈6〉 企業等と連携して行う授業等その他の実践的な方法による授業等が、授業等の総時間数の5割以上であること。
- 〈7〉 授業等を行う時間、時期、場所等について社会人が受講しやすい工夫を行っていること。
- 〈8〉 審査、試験その他の適切な方法により学修の成果に係る評価を行っていること。
- 〈9〉 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する研修を組織的に行っていること。
- 〈10〉 課程等を置く専修学校において、**第三者評価を行い、その結果を公表していること。**

※ただし、当面の間は学校関係者評価の実施でも要件をみたすこととする。

- 〈11〉 企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。

【平成30年文部科学省告示第170号】

認定により

- ・実践的かつ専門的な短期プログラムにより、社会に出て即戦力の人材となることができる。
- ・教育訓練給付金を受けることができる。（社会人）

専修学校の各種認定制度について③

⑤外国人留学生キャリア形成促進プログラム【文部科学大臣認定】

以下の要件を満たし、認定を受けた課程を修了した外国人留学生は、外国人留学生キャリア形成促進プログラムを修了したと称することができる。

「外国人留学生キャリア形成促進プログラム」の要件

- 〈1〉 職業実践専門課程として文部科学大臣が認定した課程又は専攻科であること。
- 〈2〉 経営基盤に関して、継続的かつ安定的な財務状況であること。
- 〈3〉 学生実数のうち、留学生割合が2分の1の範囲内であり、日本人学生との交流の機会が確保され、日本社会に対する理解促進の環境が整備されていること。
※留学生割合が2分の1を超える場合は、適正な進路指導が行われるとともに、日本社会への理解促進に資する授業科目が10単位以上開設されていること。
- 〈4〉 外国人留学生の受入れに等に関する不適切な事項がないこと。
- 〈5〉 第三者評価を行い、その結果を公表していること。

【令和5年文部科学省告示第53号】

認定により

- ・ 円滑に日本社会に適応できる留学生としての質が確保されるものとし、在留資格「技術・人文知識・国際業務」への切替えの際、専攻科目と従事しようとする業務の関連性について柔軟に判断される。
- ・ 同プログラムの認定を受けた4年制の専修学校専門課程を修了し、高度専門士の称号を付与された者は、在留資格「特定活動（告示46号）」の対象となる。

専修学校#知る専 ポスターについて



自分の道は、
「好き!」で
決める。

好き!を極めるキミを応援。

 専修学校 #知る専

<http://shirusen.mext.go.jp/>

知る専 検索



「専修学校#知る専」周知用の ポスターを作りました！

【コンセプト】

「自分の道は、『好き!』で決める。」

- 専修学校生のリアルな姿＝自分の「好き」な道に進もうと努力している姿を中高生に伝える
- 「好き」を極めてその道のプロフェッショナルになった職業人にもインタビューを行い、将来のキャリアについて考えるきっかけとしてもらう

【ポスターをお求めの方へ】

各都道府県の協会に御一報ください。

※ポスターはA1サイズですが、A4サイズに折りたたんだ状態での発送となります。



自分の道は、
「好き!」で
決める。

好き!を極める
知る専

男子生徒版もあります！
(電子媒体のみのご用意)

専修学校#知る専 パンフレットについて

「専門学校」「高等専修学校」について紹介するパンフレットを作りました！



【パンフレットをお求めの方へ】

各都道府県の協会に御一報ください。

※パンフレットはA4サイズです。在庫の関係により希望部数をお渡しできない可能性もございます。

予めご了承ください。

専修学校#知る専サイト
内から、電子媒体のダウンロードも可能です！

